

# 令和4年度 第1回上越市環境政策審議会 次第

日時：令和4年7月19日（火）  
午後1時30分～午後3時30分  
場所：上越保健センター2階 集団指導室

## 1 開 会

## 2 委員紹介

## 3 挨拶

## 4 議 事

### 1. 次期計画策定の概要について

- (1) 第4次環境基本計画及び第2次地球温暖化  
対策実行計画について ……資料1
- (2) 市民・事業所アンケートの結果について ……資料2

### 2. 現計画の評価検証について

- (1) 第3次環境基本計画の評価検証について ……資料3
- (2) 地球温暖化対策実行計画の評価検証について ……資料4

### 3. 脱炭素社会プロジェクトの概要について ……資料5

### <JMSに基づく報告事項（毎年度報告しているもの）>

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 令和3年度環境関連事業の取組結果について | ……資料6 |
| 令和3年度法令遵守事項の遵守状況について | ……資料7 |
| 令和4年度環境関連事業の取組について   | ……資料8 |

## 5 閉 会

## 第4次環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画について

### 1 計画の概要

市では、平成27年3月に「上越市第3次環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を推進するとともに、平成28年3月に「上越市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進しています。

両計画の計画期間は、令和4年度までとなっており、次期計画の策定にあたっては、両計画を統合した形で、近年の環境課題や国の法改正の動向等を踏まえた改定を図るものです。

項目	第3次環境基本計画	地球温暖化対策実行計画	
		区域施策編	事務事業編
位置付け	環境保全に関する基本的な計画	市全域の温室効果ガス削減計画	市の事務事業に伴う温室効果ガス削減計画
目的	総合計画で定める将来都市像等、環境面からの実現を目指すもの。	実効性の高い地球温暖化対策を体系化し、市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制を図るもの。	
計画期間	平成27～令和4年度(8年間)	平成28～令和4年度(7年間)	
策定根拠	上越市環境基本条例第9条第1項	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項	



項目	第4次環境基本計画(第2次地球温暖化対策実行計画を含む)
計画期間	令和5～令和12年度(8年間)(※)
内容(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の現状と課題</li> <li>望ましい環境像</li> <li>環境施策の展開</li> <li>温室効果ガス排出量の現況と要因分析</li> <li>温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標</li> <li>温室効果ガス削減に向けた取組</li> <li>計画の推進体制、進行管理等…共通項目</li> </ul> <p>環境基本計画項目</p> <p>地球温暖化計画項目</p>

※国の新たな地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)では、計画期間を令和12(2030)年度までとしている。同計画及び市の第7次総合計画(計画期間:令和5～12年度)と整合を図る観点から計画期間を設定。

#### <参考>

##### 【上越市環境基本条例】

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(「環境基本計画」)を定めなければならない。

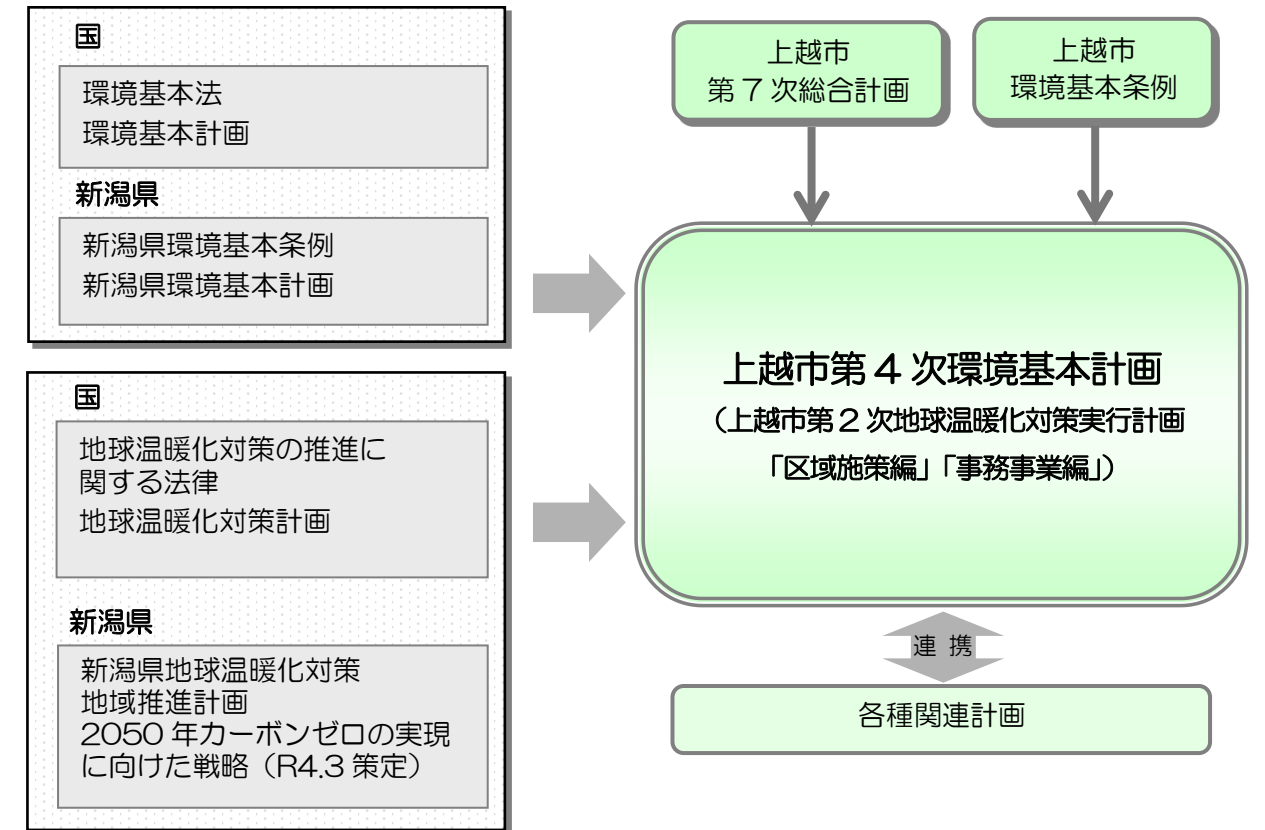
##### 【地球温暖化対策の推進に関する法律】

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(「地方公共団体実行計画」)を策定するものとする。

3 (都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、)地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。(以下、略)

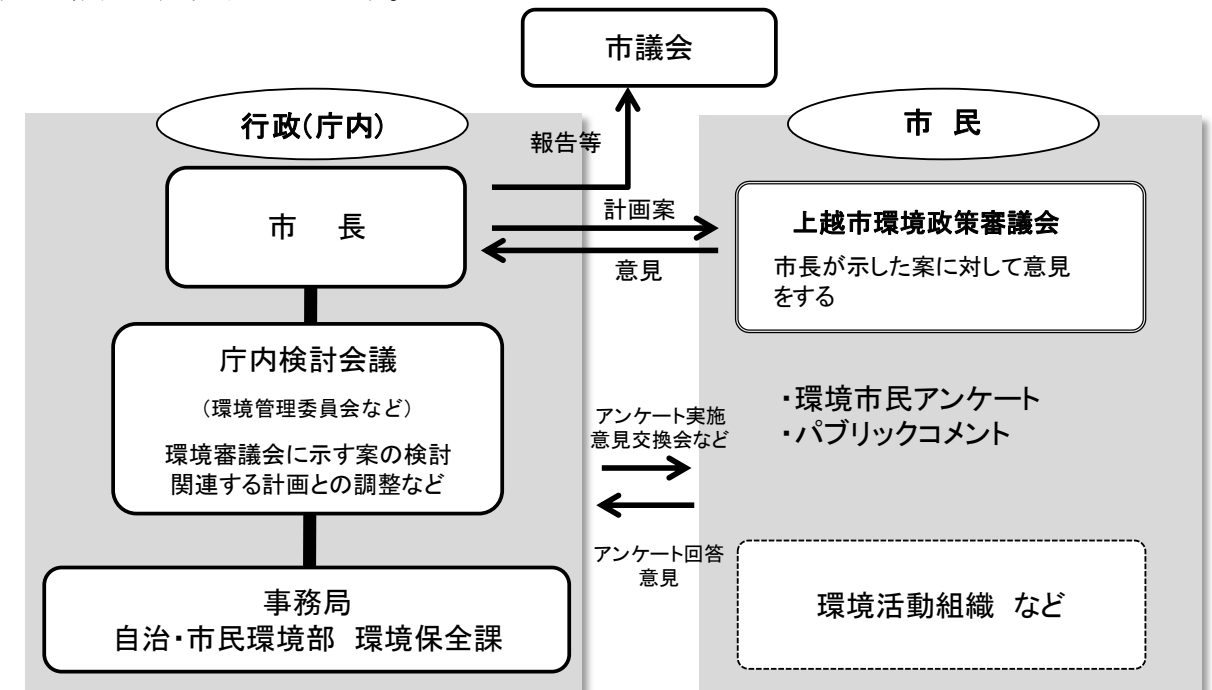
### 2 計画の位置付け

本計画は、国及び県の法令や計画、当市の環境基本条例や各種関連計画との整合、連携を図るとともに、総合計画で定める将来都市像や市政運営のテーマの環境面からの実現を目指すものであり、合わせて、地球温暖化対策実行計画においては、脱炭素社会を実現するための実行プランとしての役割を持ちます。

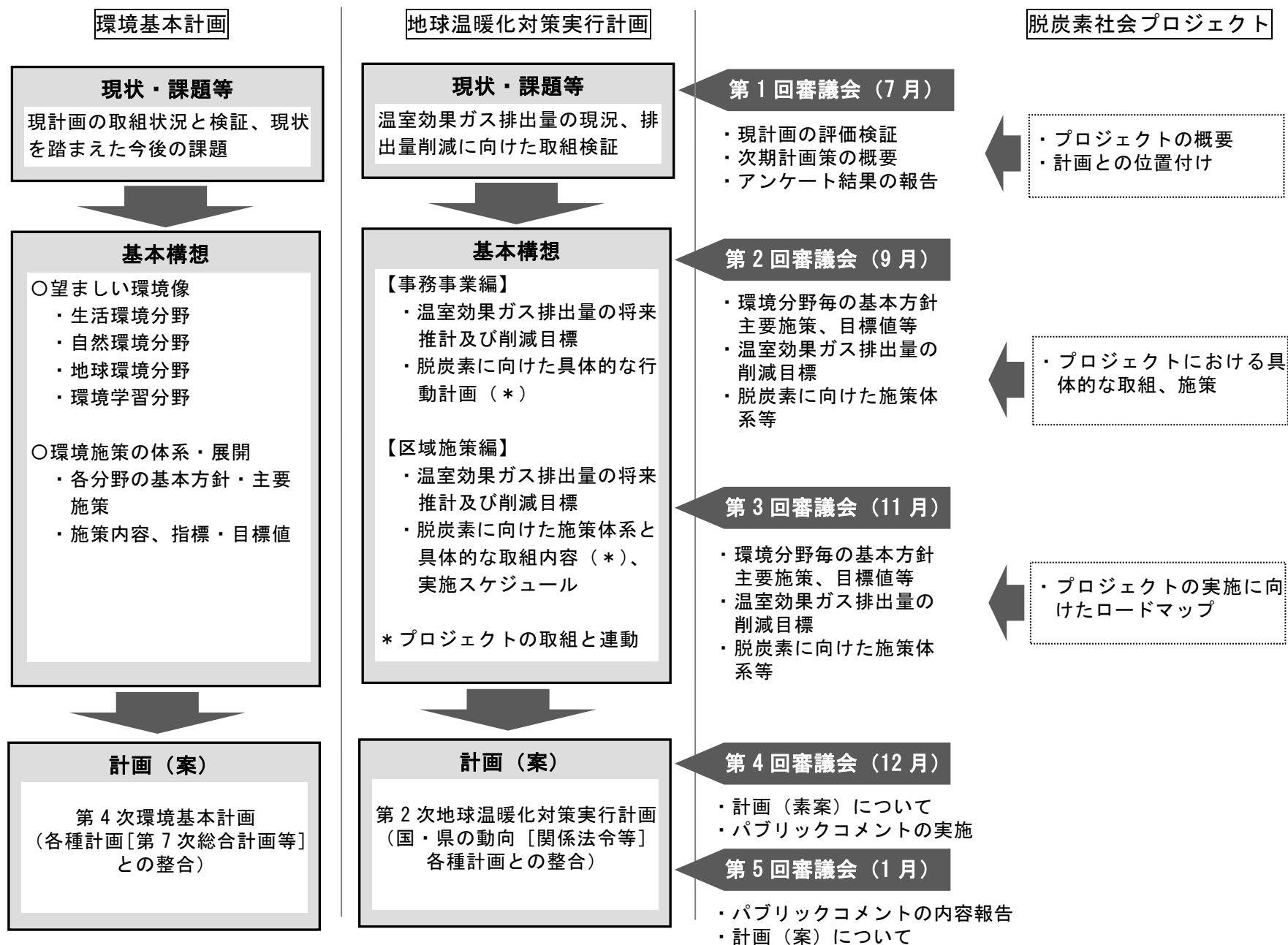


### 3 策定体制

計画の策定にあたっては、庁内において関係課で検討会議を設置し、市の方針を整理するとともに、上越市環境政策審議会(学識経験者、関係行政機関、市民、事業者などで構成)への意見聴取や市議会への報告を行うものとしします。



第 4 次環境基本計画（第 2 次地球温暖化対策実行計画）・脱炭素社会プロジェクトに係る検討過程



**上越市第 4 次環境基本計画・第 2 次地球温暖化対策実行計画  
策定に関するアンケート調査実施概要**

**1 目的**

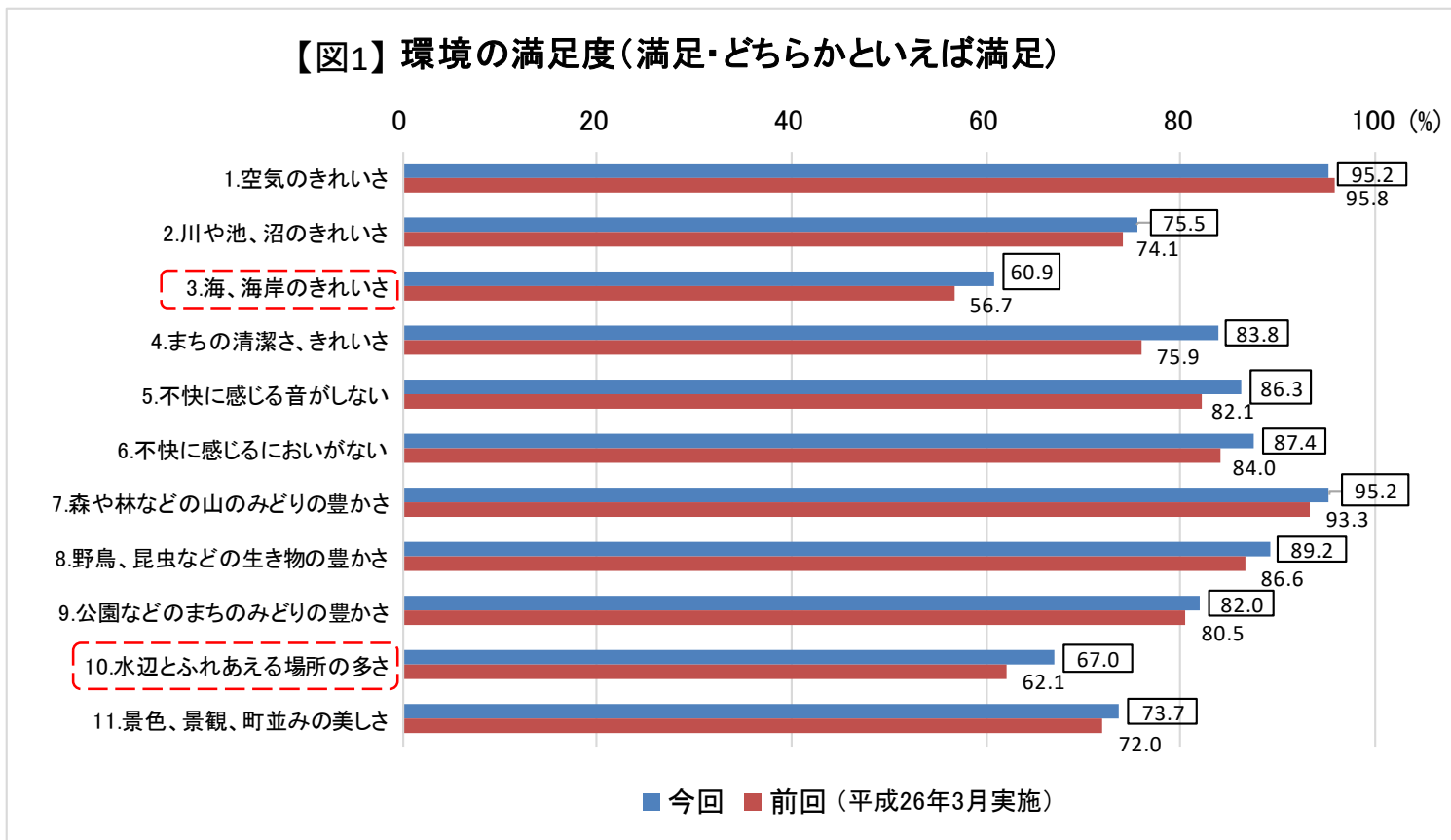
上越市第 4 次環境基本計画（第 2 次地球温暖化対策実行計画を含む）の策定にあたり、市民が望む環境像や環境問題に対する市民意識の現状、地球温暖化に対する意見や取組状況等を把握し、計画策定及び今後の環境施策の基礎資料とする。

**2 実施概要**

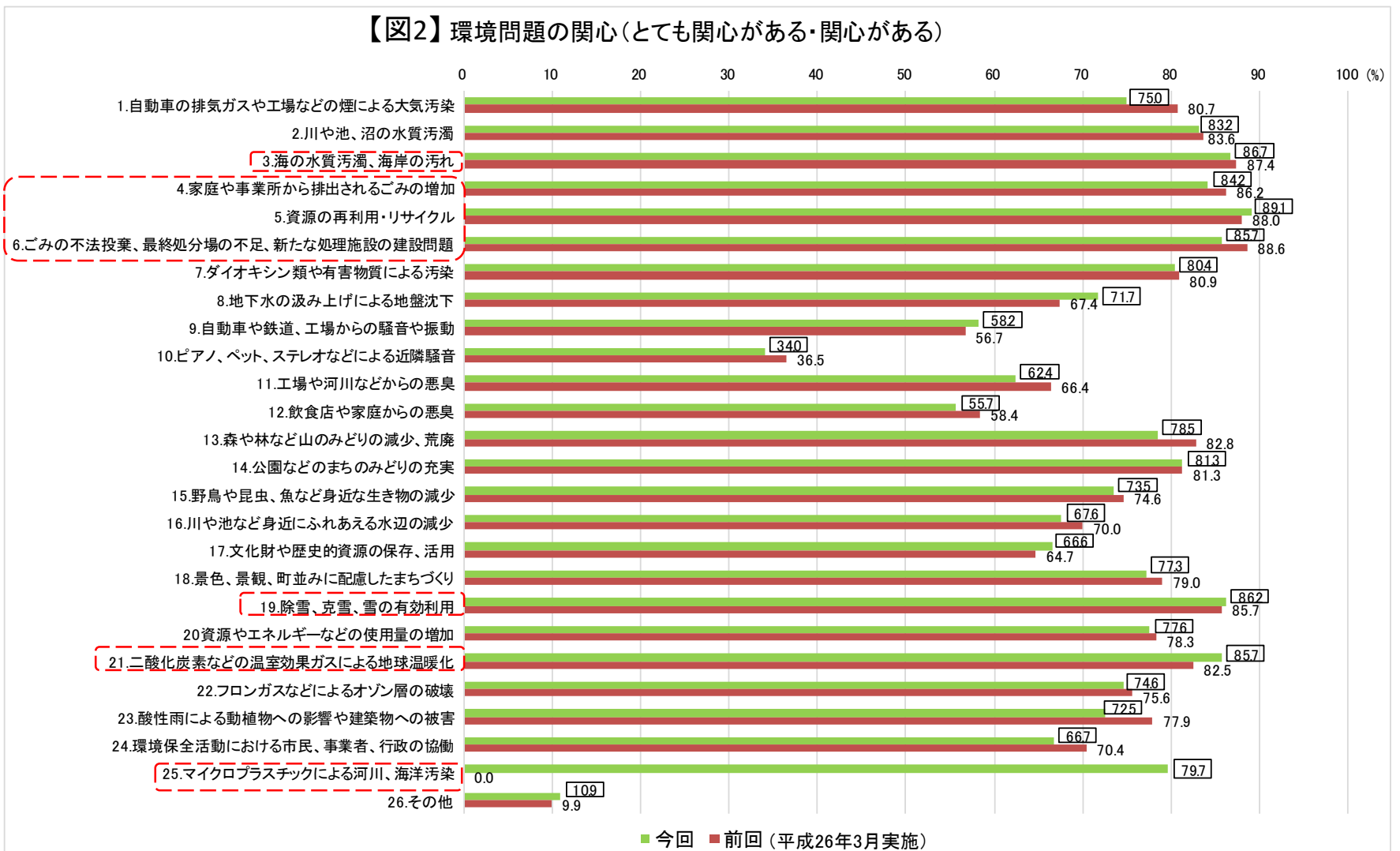
	環境基本計画 (資料 2-2, 3)	地球温暖化対策実行計画	
		市民 (資料 2-4)	事業所 (資料 2-5)
調査対象	16 歳以上の市民 1,200 人 (無作為抽出)	市内に所在する 200 事業所 (無作為抽出)	
調査期間	令和 4 年 1 月 21 日～令和 4 年 2 月 9 日		
主な 調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市の環境への満足度</li> <li>・環境問題に対する意識</li> <li>・環境行動の実態等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化に対する生活スタイル</li> <li>・省エネなどの取組状況等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策に対する事業活動における考え方</li> <li>・省エネなどの取組状況等</li> </ul>
回収数	524 票	524 票	88 票
回収率	43.7%	43.7%	44.0%

※調査方法はアンケート用紙またはインターネットによる回答

【図1】 環境の満足度(満足・どちらかといえば満足)



【図2】 環境問題の関心(とても関心がある・関心がある)



市民の環境に関する満足度と関心を合わせた分析

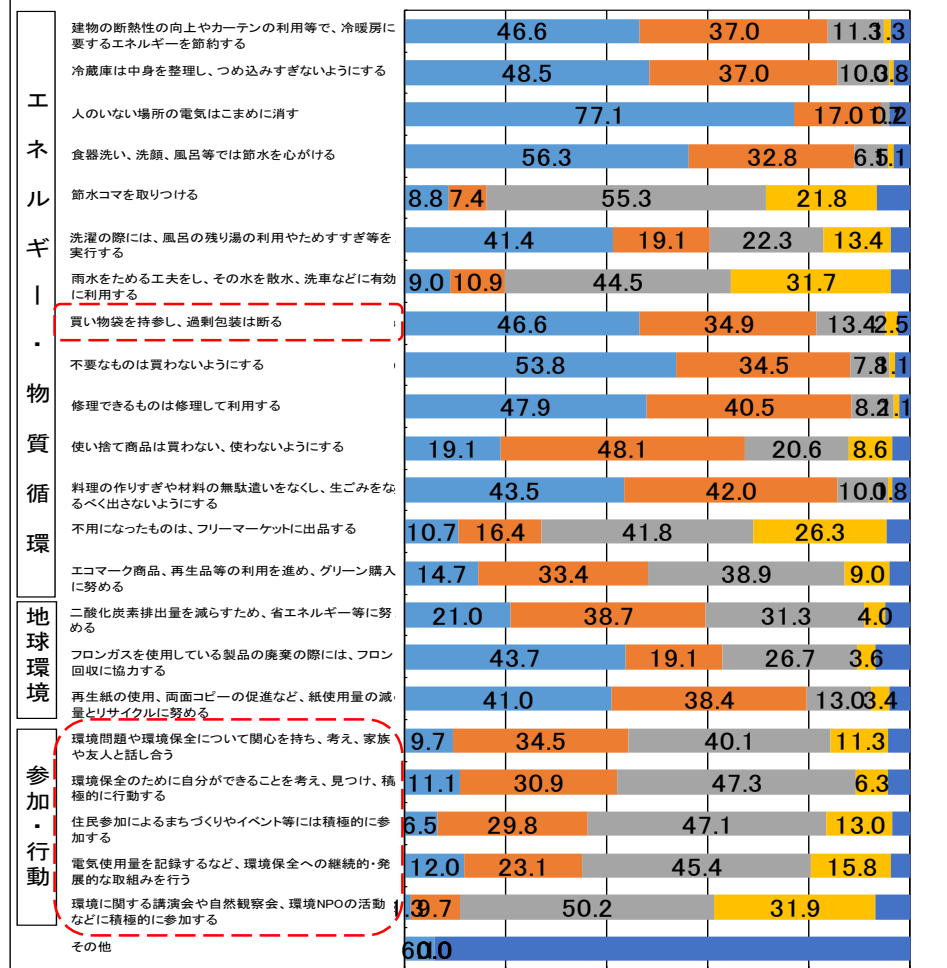
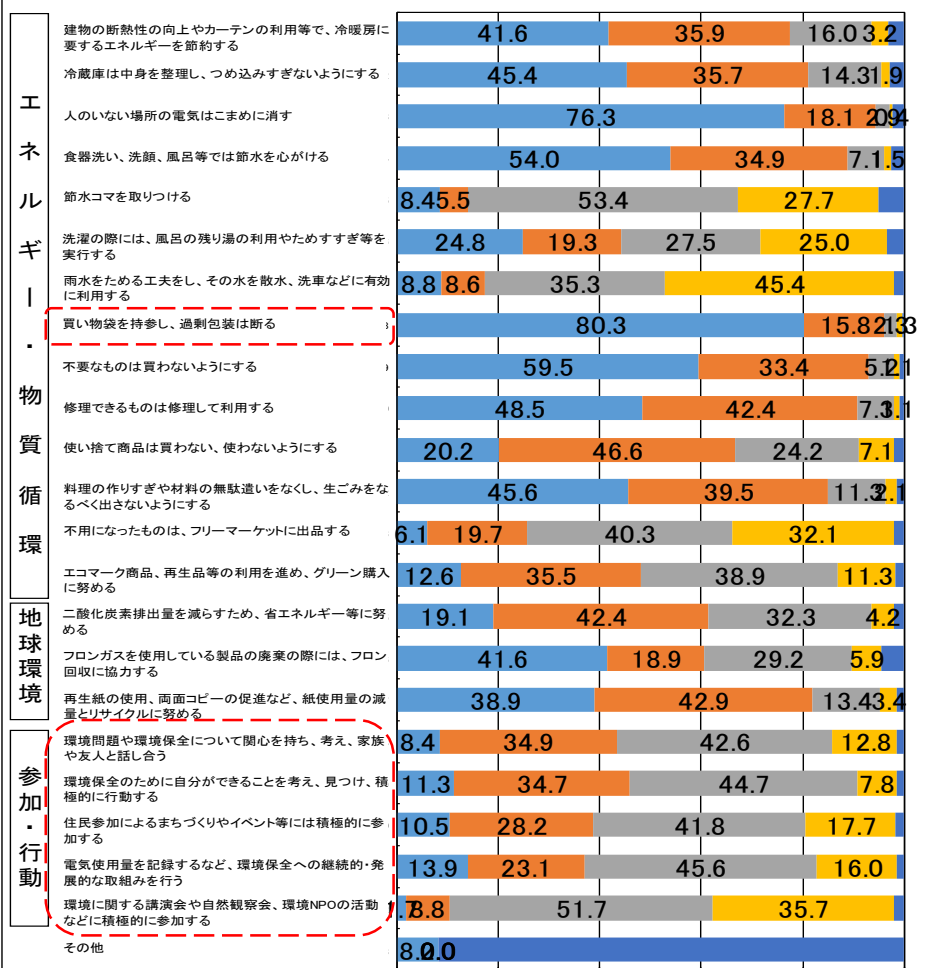
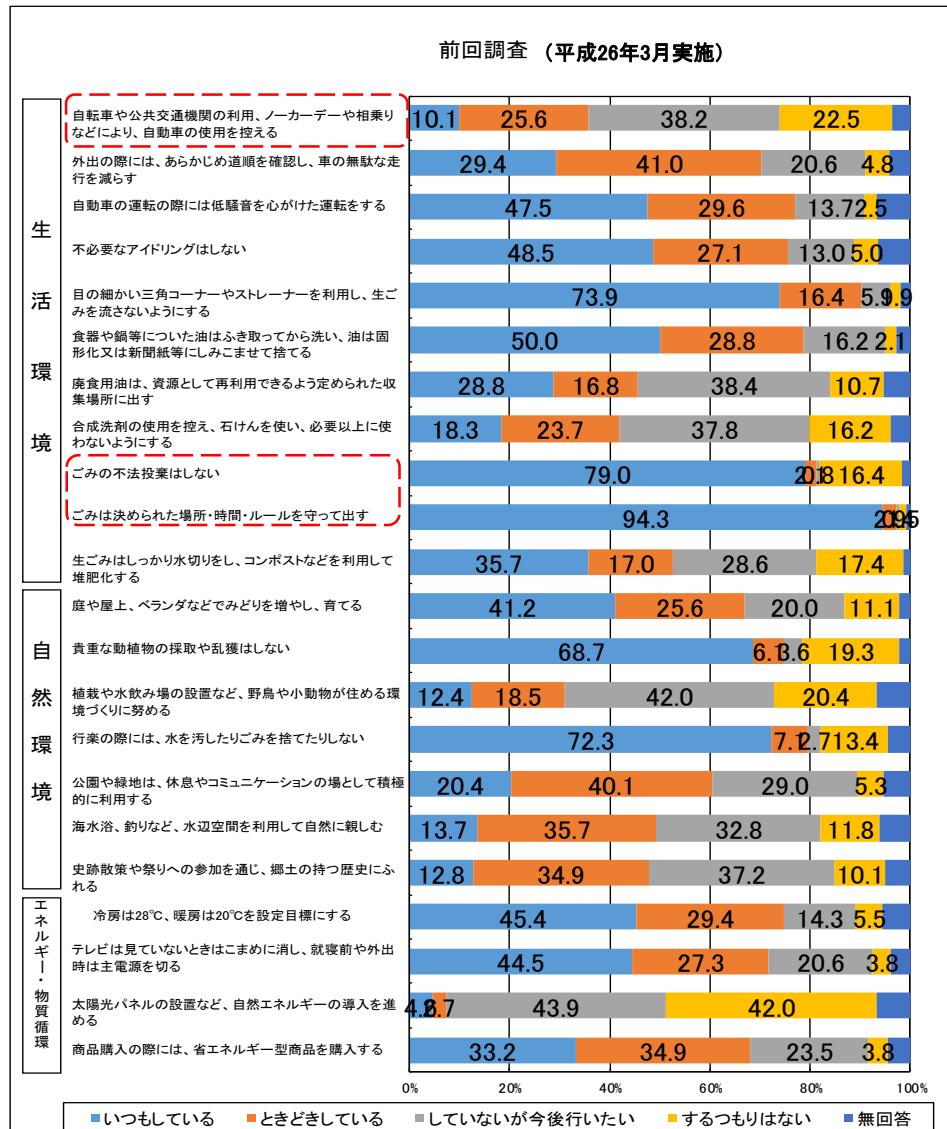
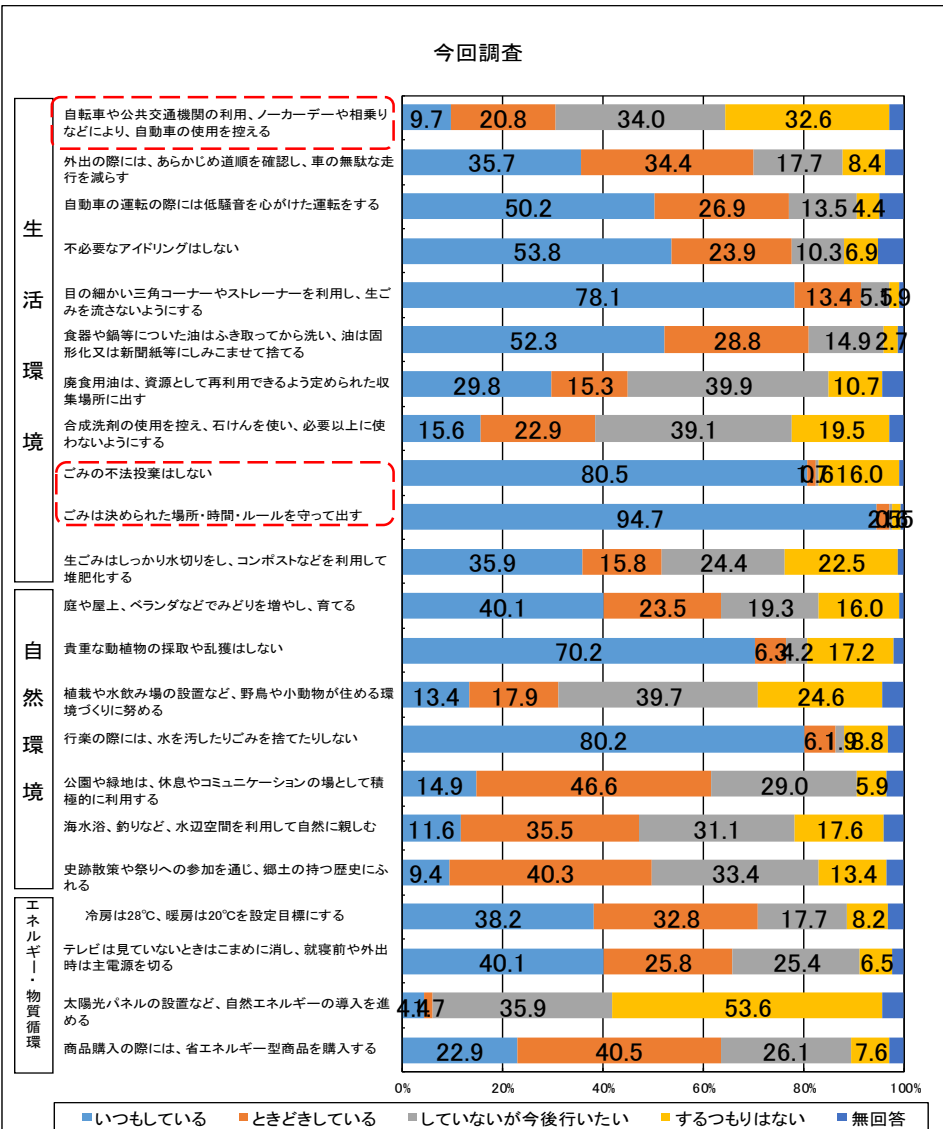
○市の環境に対する満足度【図1】は、11項目中10項目で前回を上回っているほか、9項目で7割以上の市民が満足している。全体的には市の環境に満足を感じている市民が多いが、海や海岸、水辺とふれあえる場所の項目の満足度が比較的低くなっている。

○関心がある環境問題【図2】は、前回同様、生活に身近なごみ問題や資源のリサイクルに対する関心が高くなっている。また、昨今の地球温暖化が一因とされる異常気象の報道や、脱炭素社会実現に向けた国の動き等もあり、地球温暖化問題への関心が高まっている。

○さらには、地域ならではの項目として、除雪や雪の有効利用について関心が高くなっている。また、環境に対する満足度では下位の海や海岸に関する項目の関心が高く、新たな環境問題であるマイクロプラスチックによる河川、海洋汚染についても約8割の市民が関心を持っており、市民の参画・協働での対応が行いやすい事項であることから、今後の対策の必要性が高い。

○なお、第7次総合計画の策定にあたり実施した「市民の声アンケート」でも、生活実感が高い項目として、「みどりの豊かさ」などの環境に関する項目があげられており、全体的な満足度の向上につながっていると考えられる。

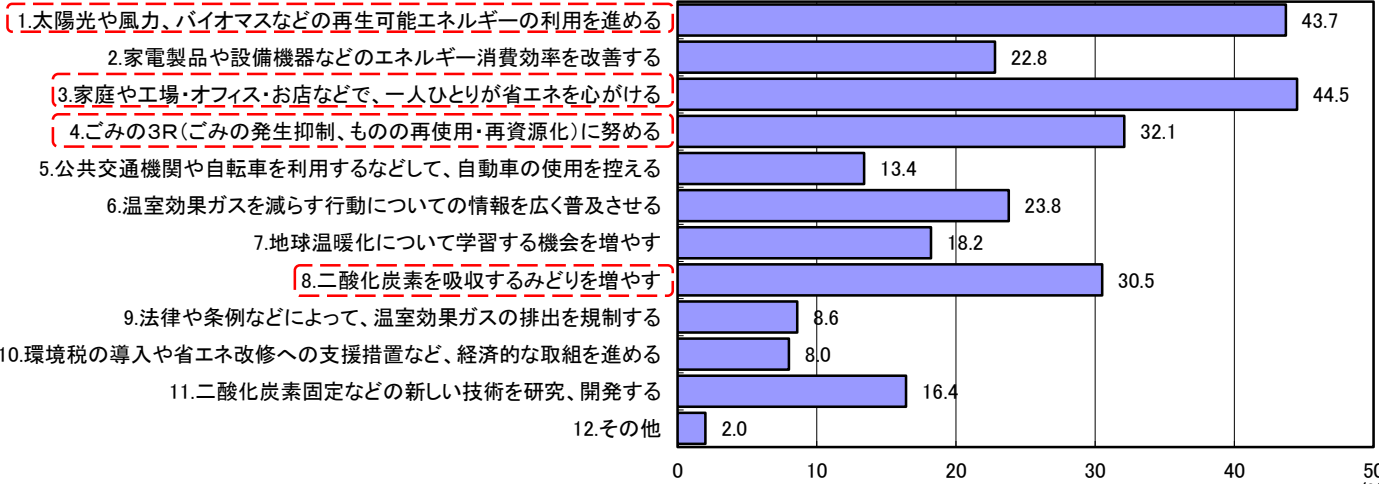
【図3】環境改善活動の実践



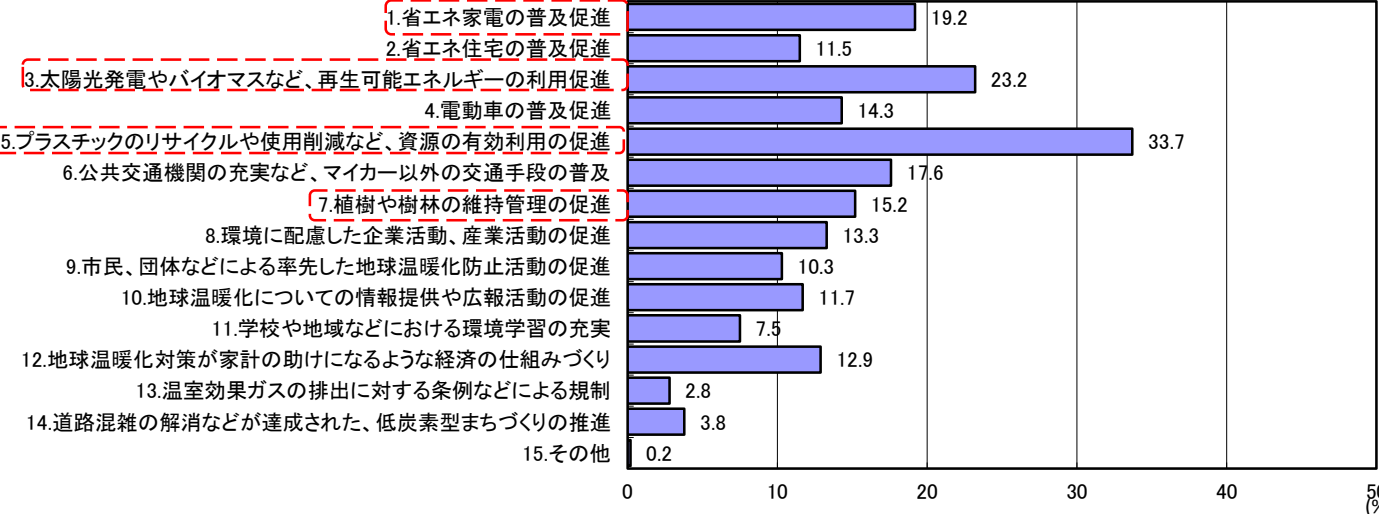
市民の環境改善活動の実践に関する分析(図3)

- 生活環境分野では、前回同様、ごみに関する項目の意識が高く、特にごみの出し方に関しては、9割以上の市民がルールを守るなど、市民意識が広く浸透してきていることが伺える。一方、自動車の使用を控える市民の割合は前回から低下しており、コロナ禍による公共交通機関の利用や相乗りの機会の減少が一因と推測される。
- エネルギー・物質循環分野では、買い物の際マイバックを持参し、過剰包装を断る市民の割合が前回から大幅に高まっており、レジ袋の有料化による行動変容が考えられる。
- 参加・行動分野では、前回同様、今後環境に関するイベントや活動に参加したいと考えている一方で、具体的な行動に移せていない市民が約4～5割を占めているため、環境団体の取組の周知や、市民参加型の魅力的な環境イベントの企画など、潜在的に環境改善活動を行いたいと考えている市民の後押しをするような方策を検討する必要がある。

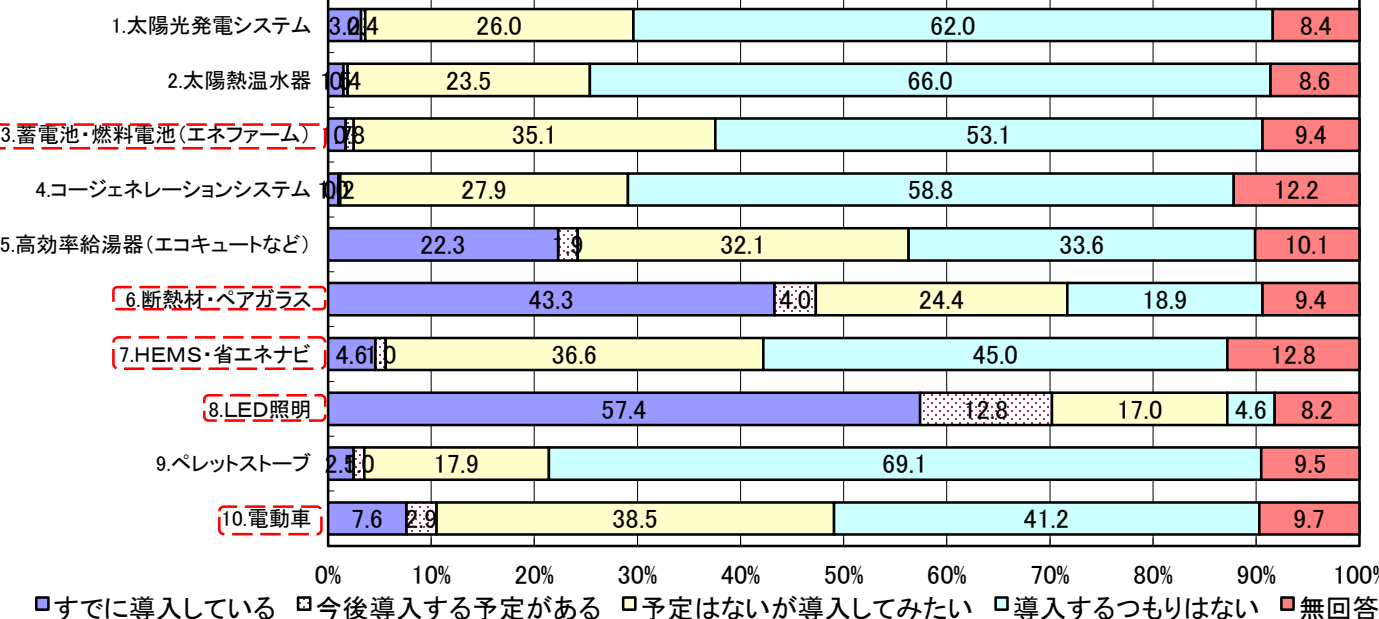
【図1】温室効果ガスを減らすために必要と考える取組



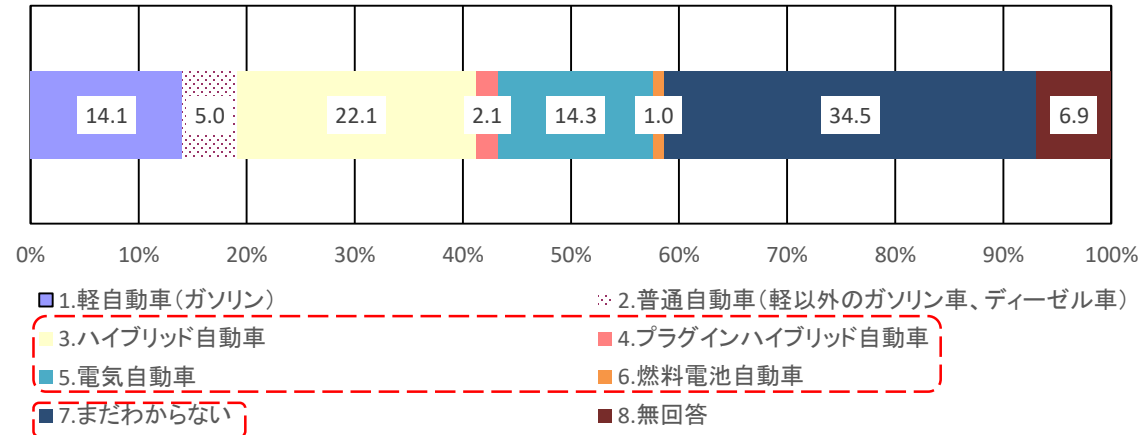
【図2】今後、市が取り組むべき地球温暖化対策



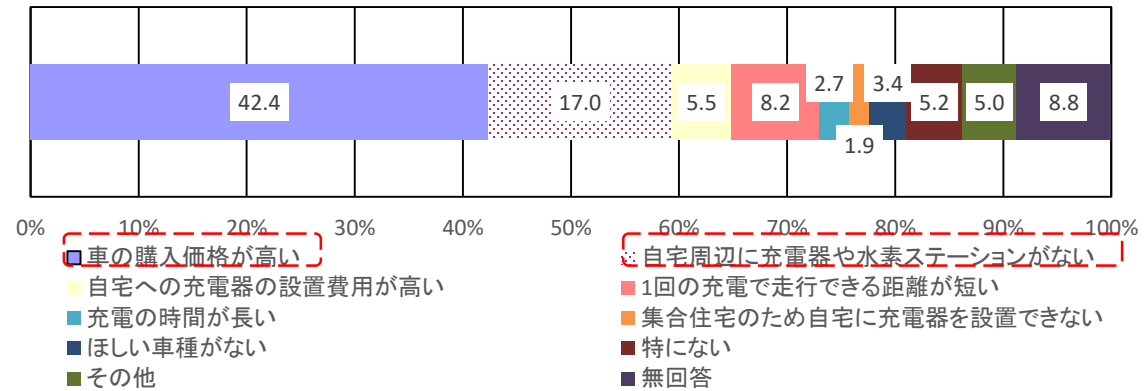
【図3】省エネルギーや再生可能エネルギーを考慮した設備の導入意識



【図4】今後の自動車購入の意向



【図5】電動車を選択することの課題



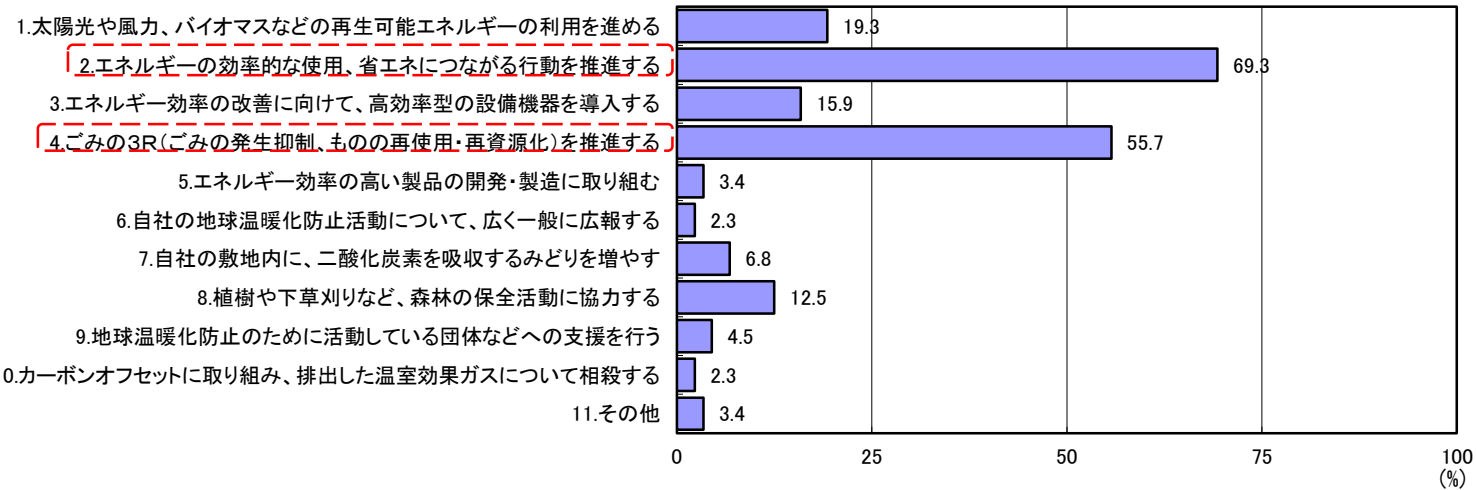
地球温暖化対策に関する市民意識の分析

○温室効果ガスの削減に必要なと考える取組【図1】及び市が取り組むべき地球温暖化対策【図2】は、いずれも省エネの推進や再生可能エネルギーの利用3Rによる資源の有効利用が上位を占めており、その他、二酸化炭素を吸収する緑や植樹に関する項目の割合が高くなっている。

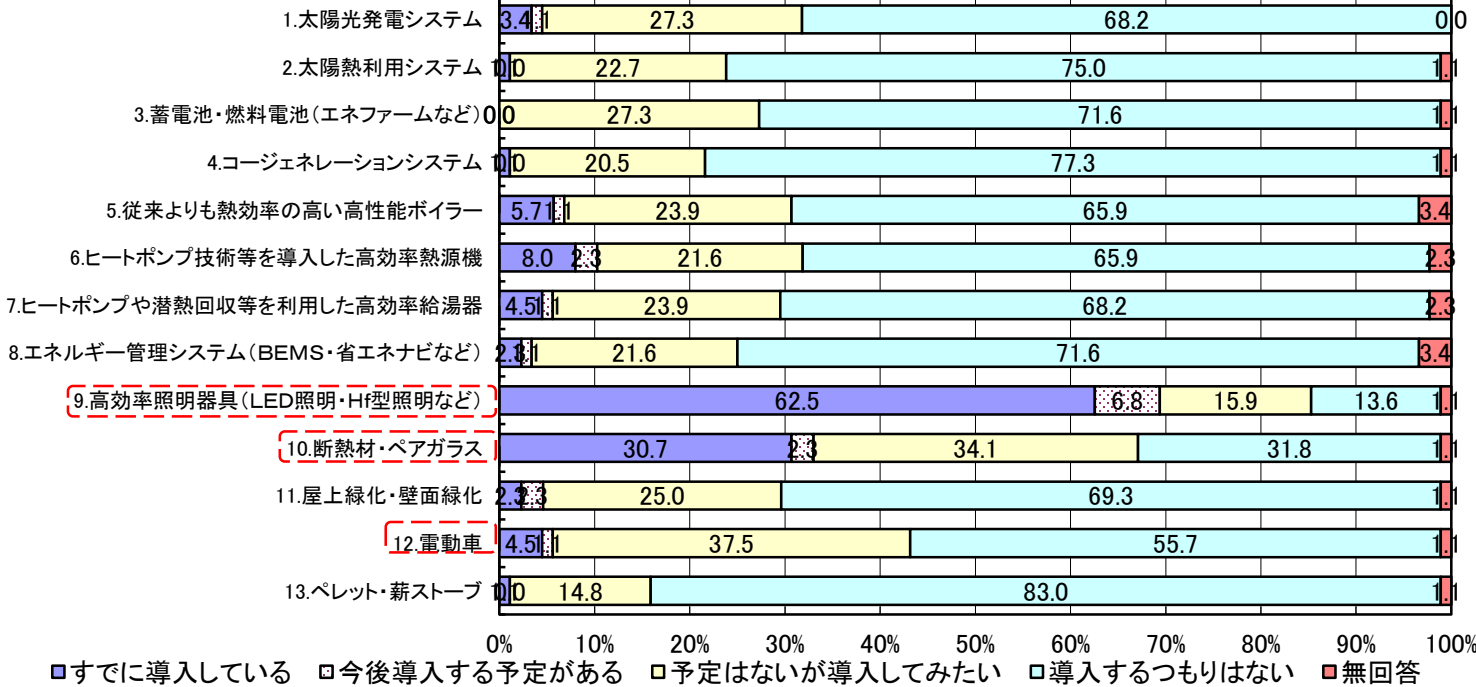
○省エネや再エネを考慮した設備の導入意識【図3】は、比較的安価で導入しやすいと考えられるLED照明や断熱材・ペアガラスの普及が進んでいるものの、他の設備は概ね1割以下にとどまっている。一方で、普及が進んでいない設備についても、導入したいと考えている市民が多く、特に電動車や省エネナビ蓄電池への関心が高くなっており、購入費助成などの支援策が普及促進に有効であると考えられる。

○また、自動車に関する設問【図4】【図5】では、今後購入を考えている車として約4割の人が電気自動車やハイブリッド自動車などの電動車をあげている。一方で、電動車については、約6割の人が車両価格が高いことや充電器などのインフラ整備を課題にあげており、3割以上の人々が今後購入する車について、まだわからないと回答していることから、今後の普及に向けてはインフラの整備や、電気自動車を導入することによるメリットを周知するなど効果的な対策を行う必要がある。

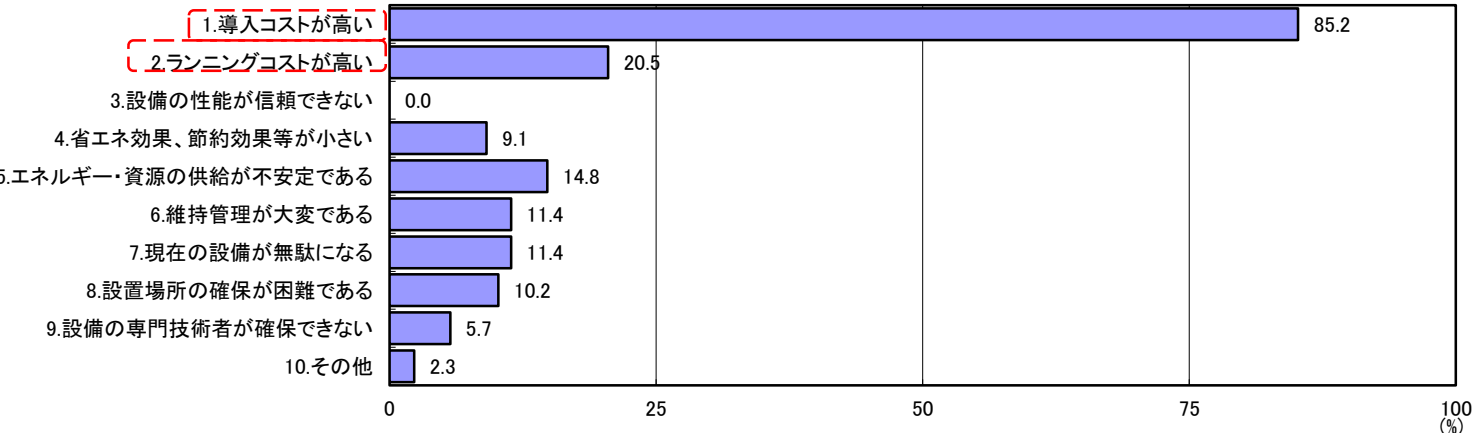
【図1】温室効果ガスを減らすために実行可能な取組



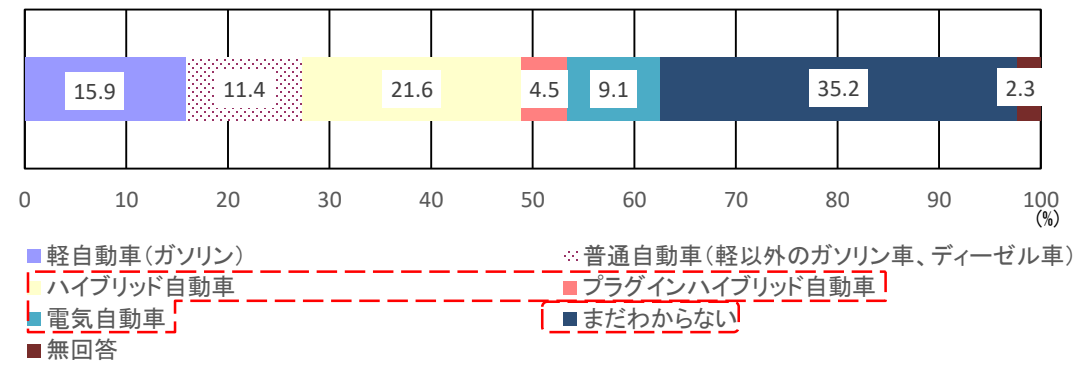
【図2】省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入状況



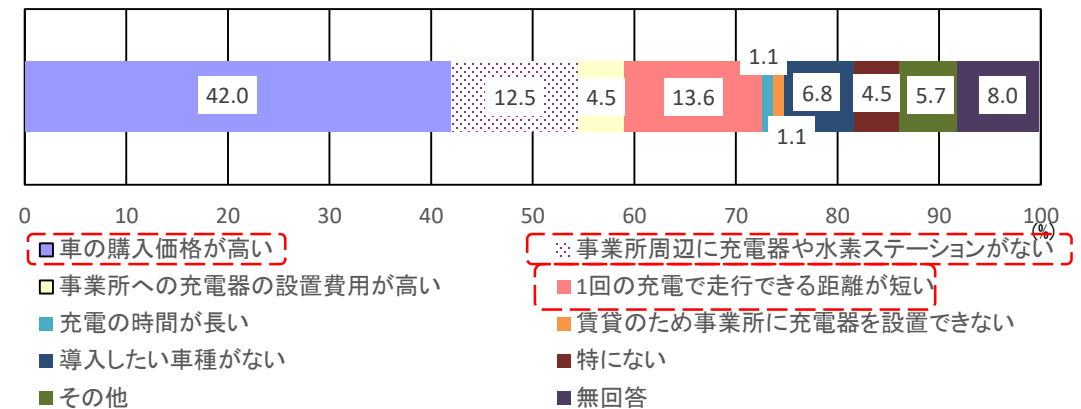
【図3】省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入の課題



【図4】今後の自動車購入の意向



【図5】電動車を選択することの課題



地球温暖化対策に関する事業者意識の分析

○温室効果ガス削減のために実行可能な取組【図1】としては、省エネとリサイクルなどの3Rの推進が、他の項目と比べ突出して高く、比較的取り組みやすい項目として認識されていると考えられる。

○省エネ・再エネ設備の導入状況【図2】は、市民向けに行ったアンケートと同様、比較的安価で導入しやすいと考えられるLED照明や断熱材・ペアガラスの普及が一定程度進んでいるものの、他の設備は1割以下にとどまっている。一方で、普及が進んでいない設備についても、今後導入したいと考えている事業所が多く、電動車と断熱材・ペアガラスの項目が3割を超えている。

○省エネ・再エネ設備の課題【図3】としては、8割以上が導入コストの高さをあげており、ランニングコストの高さをあげる事業所も約2割となっていることから、コスト面が導入の障害となっていると考えられる。

○自動車に関する設問【図4】【図5】では、市民からの回答と同様、今後購入を考えている車として、3割以上の事業所が電気自動車やハイブリッド車などの電動車をあげる一方で、車両価格が高いことや充電器などのインフラの整備を課題にあげる事業所が多かった。

○また、電気自動車については、市民からの回答に比べ、1回あたりの充電で走行できる距離が短いことを課題にあげる事業所が多く、用務として長い距離を移動することが多い事業所を中心に、課題として認識されていると考えられる。

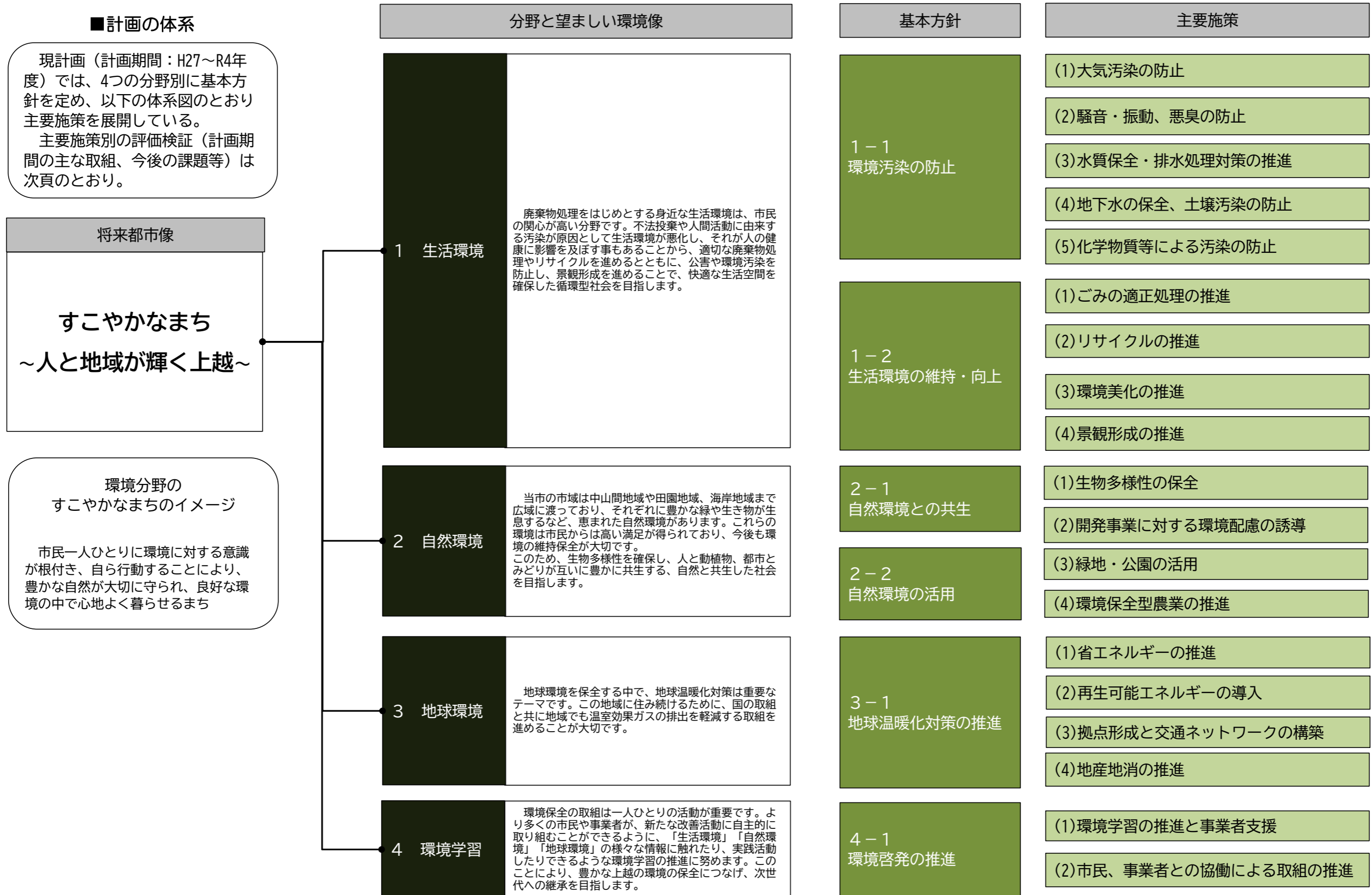


## 第3次環境基本計画の取組に係る評価検証

### ■計画の体系

現計画（計画期間：H27～R4年度）では、4つの分野別に基本方針を定め、以下の体系図のとおり主要施策を展開している。

主要施策別の評価検証（計画期間の主な取組、今後の課題等）は次頁のとおり。



### 環境分野の すこやかなまちのイメージ

市民一人ひとりに環境に対する意識が根付き、自ら行動することにより、豊かな自然が大切に守られ、良好な環境の中で心地よく暮らせるまち

分野	1	生活環境
基本方針	1-1	環境汚染の防止

### 1. 施策内容及びこれまでの主な取組

主要施策	(1)	大気汚染の防止
施策の内容	(ア) 大気中の窒素酸化物や光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などの汚染物質の測定、現況把握により大気環境の監視をする。また、汚染防止や被害防止に向けた取組方法を周知するほか、人の健康または生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合は、注意喚起し適切な行動を促す。 (イ) 工場または事業場から排出されるばい煙は、法令で定められた基準の管理により大気中への排出抑制を図る。	
【これまでの主な取組】 ○快適な大気環境を確保するため、大気中における汚染物質の濃度の変化を市内2か所の県測定局において常時監視し、測定値は県・環境省のホームページで公表した。 ○ばい煙発生施設や粉じんの管理について、大気汚染防止法、新潟県生活環境の保全等に関する条例、上越市生活環境の保全に関する条例に基づく届出・規制・公害防止協定等の手法により対応を行った。		

主要施策	(2)	騒音・振動、悪臭の防止
施策の内容	(ア) 騒音や振動の防止は、法令により地域を指定し、工場、事業場、建設作業や自動車、鉄道などの発生源からの抑制や環境騒音の発生抑制をする。 (イ) 畜産業や製造業、飲食業などの臭気対策は、法令により地域を指定し、事業所等の発生源を規制することにより生活環境の保全を図る。	
【これまでの主な取組】 ○騒音規制法等の法令及び県の要綱等に基づき、住居地域、各種自動車道、工場、新幹線等の騒音・振動の測定等を行うとともに、必要に応じて関係機関に対策の要請を行った。 ○悪臭防止法に基づき、比較的規模の大きい畜産業や製造業等から小規模な飲食店まで、さまざまな業種を発生源とする悪臭について、市民からの苦情を受けて状況を確認するとともに事業者に改善に向けた対応を求めた。		

主要施策	(3)	水質保全・排水処理対策の推進
施策の内容	(ア) 水質保全のため、工場・事業場からの排出規制と同時に、下水道整備や接続の推進、合併処理浄化槽の普及を図る。 (イ) 河川、湖沼、海域、地下水、事業所の排水口の水質調査により、水質汚濁の監視と状況把握を行う。また、化学物質が流れ込む水質汚濁事故の際は、被害拡大防止のため関係機関と連携し迅速な対応に努める。	
【これまでの主な取組】 ○水質汚濁防止法に基づき、河川・海域の水質の常時監視等を行うとともに、水質汚濁事故に対して関係機関との連携による対応、市民及び事業所等への事故防止の呼びかけを行った。また、同法に基づく特定施設を有する工場及び事業場に排水基準の遵守状況の監視等を行った。 ○家庭や事業場から排出される汚水を浄化し、生活環境の改善や河川の水質保全などを図るため、下水道の整備を進めるとともに、農業集落排水施設の適切な維持管理及び未接続の世帯への接続を促進した。 ○公共下水道の事業認可区域外及び農業集落排水の事業区域外においては、合併処理浄化槽の普及・整備を推進した。 ○全市域から搬入されるし尿、浄化槽汚泥について、汚泥リサイクルパークで良質な水質、万全な臭気対策の機能を維持し安定的に処理した。		

主要施策	(4)	地下水の保全、土壌汚染の防止
施策の内容	(ア) 積雪期前には、地下水揚水により地盤沈下が起こることを周知し、地盤沈下防止の取組に協力を呼びかけるほか、地下水水位を監視し、著しい地下水水位低下がある場合は地盤沈下に関する注意喚起をする。 (イ) 国、県と連携し、地盤沈下の状況を把握し、揚水設備設置者等に対し地下水保全に関する啓発を行う。 (ウ) 法令に基づく有害物質の地下浸透規制や、廃棄物の埋立規制により地下水及び土壌の汚染を防止する。	
【これまでの主な取組】 ○地盤沈下の状況を把握するための地下水水位と地層収縮量の測定・観測を行うとともに、地下水揚水量の届出に基づく把握を行った。また、注意報や警報の発令時には、事務処理要項に基づき緊急時対策を行うとともに、地盤沈下対策の一層の推進のため、平成30年に上越地域地盤沈下防止対策推進協議会の地盤沈下防止対策推進計画の見直しを行うとともに、揚水設備設置者等に対する研修会を開催した。 ○土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づく土壌調査等による汚染の把握、水質汚濁防止法による有害物質の地下浸透の規制、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物の埋立方法の規制等により対策を行った。 ○地下水汚染については、水質汚濁防止法に基づく常時監視を行うとともに、地下水流動の上流域において独自に監視を行うとともに、汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づいて関係事業場の監視・指導を行った。		

主要施策	(5)	化学物質等による汚染の防止
施策の内容	(ア) 有害化学物質や放射線、その他の新たな環境汚染に対しては、モニタリングや適切な被害の防止を行うとともに、関係機関と連絡調整を行い対応する。	
【これまでの主な取組】 ○放射線の空間線量率について、上越地域消防事務組合管内の8つの敷地で毎日定時測定を行い、広報上越で市民に結果を周知した。		

### 2. 今後の課題

- 騒音苦情について、近隣住民等の生活音を原因とする事案が増加していること、また、北陸新幹線の鉄道騒音が環境基準値を超過している地点があることから、苦情の解消に向け、調整や指導を行う必要がある。
- 悪臭苦情は、臭気の根本的な抑止が困難なため問題解決に時間を要するケースがあるが、現地における現況確認や原因の特定原因者と申立者の意見交換の場の設定などの調整により、迅速に問題解決を図る必要がある。
- 人口減少や集合処理の進捗により、今後、し尿及び汚泥の収集量が減少することが見込まれるため、収集体制の見直しや作業の効率化を図り、安定的な収集体制を確保する必要がある。
- 急速な人口減少などを背景に、下水道事業の経営環境は厳しさを増しており、事業の経営健全化に向け、広域化・共同化（汚水連携等）や民間活用（包括的民間委託等）を含む抜本的な改革が必要である。
- 湧水や降雪に伴う地下水の汲み上げ状況によって地盤沈下の進行が懸念されることから、これまでどおり地盤沈下の状況を監視するとともに、一層の節水意識の啓発に取り組む必要がある。

### 3. 指標・数値目標達成状況

○：達成見込み、×：未達成見込み、△今後判断の基準で評価

指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	令和3年度 実績	目標値 (令和4年度)	第6次総合計画 後期基本計画 (見直し)	評価
公害苦情件数	件/年	32	42 (令和3年度) 33 (平成27-令和3年度平均)	30以下 (計画期間内の平均)		×
事業所の騒音・振動規制基準達成率	%	98	98.9	99以上		○
事業所の排水基準達成率	%	93	96.9	95以上		○
污水衛生処理率（生活排水処理が適切に処理されている人口割合）	%	80.2	88.0	85.0以上	87.6以上	○

#### ■ 「未達成見込み」「今後判断の基準で評価」の指標・目標について

指標項目	評価	評価理由	見直し・改善内容 (評価が「×：未達成見込み」の場合)
公害苦情件数	×：未達成見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来は産業による大気汚染と騒音が大部分を占めていたが、近年は、環境保全に対する意識や快適環境に対する要求が高まっていることなどから、従来の産業活動に起因するもののほかに、日常生活による近隣騒音、悪臭など、苦情の内容が多様化し、苦情件数も増加する傾向にある。</li> <li>・平成27年度から令和3年度までの苦情件数の平均は33件となっており、目標に対しては、令和4年度の苦情件数が10件を下回る必要があるため、達成は困難と判断。</li> </ul>	目標値（30件以下/年）の達成は困難な状況にあるが、苦情件数の減少に向けて、引き続き広報紙による周知啓発や原因者に対して改善指導を行っている。

基本方針	1-2	生活環境の維持・向上
------	-----	------------

### 1. 施策内容及びこれまでの主な取組

主要施策	(1)	ごみの適正処理の推進
施策の内容	<p>(ア) ごみの減量と不法投棄防止のため、減量意識の醸成とごみ処理ルールの浸透を図る。                  (イ) 高齢化の進展等により、分別や排出が困難な世帯の増加が見込まれることから、ごみ出し支援制度の周知と充実を図る。</p>	
<p>【これまでの主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月策定、令和元年度改定）に基づき、廃棄物処理を行った。</li> <li>○ごみの分別区分は14分類（うち「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「生ごみ」の3品目は有料化の対象品目）で、燃やせるごみは平成29年10月から新たなクリーンセンターで焼却処理を行った。</li> <li>○資源物の分別徹底のため、広報紙や町内回覧等を活用して分別の徹底を呼びかけるとともに、希望する町内会等での分別説明会を行った。</li> <li>○古着や剪定枝、小型家電、食器等の特別収集により、ごみの減量化と資源化の推進を図った。また、毎年10月を3Rキャンペーン月間を設定し、ごみの減量化と再資源化について周知を図った。とりわけ、平成30年度のプラスチック製品・ゴム製品等の分別区分の変更に当たっては、市民説明会の実施「家庭ごみの分け方出し方ガイド」の改訂・全戸配布、スマートフォン等で簡単に検索できる「ごみ分別辞典」の導入等、市民へのごみ処理ルールの浸透を図った。</li> <li>○事業系ごみの分別については、市ホームページや事業系ごみ処理ガイドブックで周知するとともに、一般廃棄物収集運搬業許可を有する事業者を対象とした指導・啓発を行った。</li> <li>○ごみの不法投棄防止や良好な生活環境の確保のため、「生活環境作業員」を設置し、不法投棄の監視、ごみ集積所や資源物常時回収ステーションの巡回、排出物の整理を実施するとともに、市民、事業者、行政機関が一体となった「上越市不法投棄防止情報連絡協議会」において不法投棄の未然の防止に取り組んだ。</li> <li>○身体的な理由等によって、ごみの分別や搬出が困難な市民に対して、福祉部門、町内会等と連携し、ごみヘルパーを委嘱し支援した。</li> <li>○最終処分場の整備では、市内における公共関与の最終処分場の整備に向けて、県が設置した「上越地区における広域最終処分場候補地検討委員会」で、本市の意見を県に伝えるとともに、関係資料の確認作業を行ったほか、同委員会にオブザーバーとして参加した。同委員会は5か所の候補地を選定し、県へ報告した。これを受けた県は、地域住民等の意見を踏まえ、住民生活への影響を最小化する観点から比較評価し、柿崎区下中山地内及び竹鼻地内の2か所に絞り込んだ。</li> <li>○最終処分場の維持管理では、本市が管理する最終処分場等について、適切な管理を行ったほか、廃止基準を満たした処分場を廃止した。</li> <li>○リサイクル推進施設の整備では、ストックヤードの整備に向け、基本設計を完了させ実施設計に着手した。また、旧第2クリーンセンターの除却工事を実施した。</li> </ul>		

主要施策	(2)	リサイクルの推進
施策の内容	<p>(ア) 市民の資源物の分別収集のルールを浸透するとともに、事業者のリサイクル意識の醸成を図る。                  (イ) 資源物の適正分別による価値向上を進める等、経済性にも配慮したリサイクルを推進する。</p>	
<p>【これまでの主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭ごみの14分別収集品目のうち9品目について、業者委託により中間処理を行い、ごみの減量並びにリサイクルの推進を図った。</li> <li>○資源物5品目（びん、乾電池、蛍光灯、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）について、専門業者への委託により再商品化を促進した。</li> <li>○町内会集積所、資源物常時回収ステーション（以下、「ステーション」という。）やリサイクル推進店から資源物を迅速に収集し、適正処理を行った。</li> <li>○町内会の資源物集積所に必要な看板や表示板等を作成・配布し、市民が資源物を出しやすい環境を整備した。</li> <li>○広報紙や町内回覧等を活用した呼びかけ、分別説明会の開催、ガイドブック等の活用等により資源物の分別徹底を図った。</li> <li>○小型家電リサイクル法に基づき、パソコンや携帯電話等の小型家電製品を積極的に収集することで、燃やせないごみの減量化とともにリサイクルを推進した。また、無料の回収ボックスを市内25か所に設置しリサイクルを推進した。</li> <li>○民間施設と連携して、生活系生ごみの全量資源化や廃食用油（ガソリンスタンドでの回収）の資源化を推進するとともに、特別収集で回収した剪定枝や割り箸の資源化を推進した。</li> <li>○ガラスびんの収集運搬方法の改良により、様々なガラス製品の原材料への活用を図った。</li> </ul>		

主要施策	(3)	環境美化の推進
施策の内容	<p>(ア) 地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動等様々な取組を展開する。</p>	
<p>【これまでの主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの散乱を防止し、環境の美化を図ることを目的として、各町内会で年間を通じて全市クリーン活動を実施し、町内会を始め企業、ボランティア団体など多数の市民参加により、公園、海岸等の散乱ごみを回収した。</li> <li>○生活環境作業員により海岸線や道路などの不法投棄物の回収を行うとともに、環境パトロール員による不法投棄の監視、不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期回収を行った。</li> <li>○市民、事業者、行政機関が一体となった「上越市不法投棄防止情報連絡協議会」において不法投棄の未然の防止や美しいまちづくりを推進した。</li> </ul>		

主要施策	(4)	景観形成の推進
施策の内容	<p>(ア) 地域の豊かな自然と風土が織りなす快適で美しく、魅力にあふれるまちの実現を図るため、景観セミナーの実施、景観アドバイザーや届出制度の運用により景観に配慮した取組を行う。                  (イ) 市民や事業者の主体的な景観づくり活動に対する支援を行うとともに、新たな景観資産の特定に努める。</p>	
<p>【これまでの主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景観セミナーについて、市民等を対象に開催し、景観意識の啓発に努めた。</li> <li>○景観アドバイザーによるアドバイスや届出制度に基づく審査の実施により、建築物等の色彩や照明について周辺環境と調和するよう誘導し景観の向上の推進に寄与することができた。</li> <li>○市民団体等が行う歴史的建造物等の整備に対する補助金を交付し、歴史的建造物等の保存と活用を通じて景観形成を推進した。</li> <li>○多くの人々が共感し、心地よいと感じる景観を市民の共有資産＝「景観資産」と位置づけ、これまでに、豊かな自然に分類される10件の景観資産を特定した。</li> <li>○景観まちづくり活動では、平成28年度から南本町三丁目をモデル地区として、「市民による主体的な景観づくり」の支援の取組を行った。</li> </ul>		

### 2. 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄の回収量や野焼き等の指導件数が減少していないため、メディア、HPや広報紙、回覧などによる啓発の強化が必要である。</li> <li>○事業系一般廃棄物の排出量が減少しないことから、事業所への一層の啓発が必要である。</li> <li>○高齢者等のごみ分別等の支援が必要な世帯が増加しているため、確実に支援する必要がある。</li> <li>○一部のごみ集積所や資源物常時回収ステーションにおいて、依然として分別誤りやマナー違反が散見されるため、改善に向けた周知啓発の強化を図る必要がある。</li> <li>○平成30年度から、金属を含まないプラスチック製品やゴム製品を「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」に分別収集の区分を変更したが、未だ適正な分別がされていないケースがあるため、さらなる周知の徹底を図る必要がある。</li> <li>○ごみ収集事業者の担い手不足により、小規模の事業所においては事業の継続が困難な状況も生じているため、収集体制の見直しを含め、今後の方策を検討する必要がある。</li> <li>○限られた資源を有効利用するため、事業者が排出する廃棄物の再資源化に向けた啓発を含め、引き続き、廃棄物の分別収集及び再資源化を推進する必要がある。</li> <li>○エコパークいずもさきの供用期間が令和13年までと見込まれる中、有事に備え、災害復旧の第一歩となる災害廃棄物処理に重要な役割を担う最終処分場を早期に整備する必要がある。</li> <li>○適切な廃棄物処理体制を維持するため、引き続き、計画的に施設の整備や維持管理等に取り組む必要がある。</li> <li>○生活環境や自然環境の美化を推進するため、引き続き市民や事業者等が主体的に取り組む環境美化活動を支援する必要がある。</li> </ul>
--

### 3. 指標・数値目標達成状況

○：達成見込み、×：未達成見込み、△今後判断の基準で評価

指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	令和3年度 実績	目標値 (令和4年度)	第6次総合計画 後期基本計画 (見直し)	評価
市民1人当たりのごみ排出量 (1日当たり)	g	949	940	944以下	一般廃棄物処理基本計画 (令和元年度改定)に定める目標値(865)以下	△
家庭ごみの資源化率	%	48.1	42.6	50.0以上		×
全市クリーン活動参加者数	人/年	58,182	55,445	62,000以上		△

#### ■ 「未達成見込み」「今後判断の基準で評価」の指標・目標について

指標項目	評価	評価理由	見直し・改善内容 (評価が「×：未達成見込み」の場合)
市民1人当たりのごみ排出量 (1日当たり)	△:今後判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民1人当たりのごみ排出量は、平成25年度以降950g程度で推移しており、平成28年度の931g以降は上昇傾向に転じたが、令和3年度の実績は一転し、940gで令和4年度の目標値を下回った。</li> <li>・特に令和元年度(966g)及び2年度(976g)は、新型コロナウイルス感染予防対策による外出自粛で自宅での片付け作業を行う人が増加したことや、令和3年1月の大雪による樹木の枝折れが、可燃物及び不燃物の排出量の増加につながり、1人当たりの排出量を増加させたと推測しているが、令和3年度は、大きな災害もなく、外出自粛の緩和など片付け作業を行う人の減少により、ごみの排出量も減少したものと考える。</li> <li>・1人当たりの排出量は、家庭系と事業系の一般廃棄物の合計を人口で割って算出しており、人口の動向に左右されること、また、上記のとおり、不確定要素による影響も考えられることから、今後判断とする。</li> </ul>	
家庭ごみの資源化率	×:未達成見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの資源化率の減少要因として、新聞を購読しない世帯の増加や電子媒体の普及を背景にした紙媒体の減少や、カット野菜や冷凍野菜の台頭、惣菜購入の中食の増加等により、資源物や生ごみの排出量の減少が考えられる。</li> </ul>	市民の分別に対する意識は一定程度定着している現状において、リサイクル率を飛躍的に向上させることは難しいものの、燃やせるごみに含まれがちな紙製容器包装や生ごみ等の分別を、引き続き呼びかけていく。
全市クリーン活動参加者数	△:今後判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策のため、活動を中止する町内会等が出てきており、参加人数が減少した。</li> <li>・今後も、新型コロナウイルス等の影響により参加者数が予測できないため、今後判断とする。</li> </ul>	

分野	2	自然環境
基本方針	2-1	自然環境との共生

### 1. 施策内容及びこれまでの主な取組

主要施策	(1)	生物多様性の保全
施策の内容	(ア) 多様な生態系を有する自然環境を保全するため、良好な自然が残されている地域を自然環境保全地域として指定する。 (イ) 国定公園・自然公園の指定地では、法令に基づいて適正に自然環境を保全する。 (ウ) イノシシ、ツキノワグマ、カラス、ニホンザル、シカなどによる被害に対し、猟友会等の関係団体や地域住民と連携して生息環境管理、被害防除、個体数調整に努め、併せて里山等の維持保全に努める。	
【これまでの主な取組】 ○上越市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全推進委員会を開催し、市の自然環境保全地域をこれまでに7か所指定し、開発行為等の規制を行った。また、自然環境保全地域における団体の活動を支援するとともに、同地域及び同候補地等において自然環境調査・監視員による現況調査等を実施した。 ○絶滅のおそれのある野生生物をとりまとめ、その現状等を整理した上越市版レッドデータブックを活用し、自然環境を保全する上での基礎資料とするとともに、市民等に対する情報提供や環境教育を推進した。 ○ツキノワグマやイノシシ等の大型野生鳥獣から住民の安全・安心を確保するため、7地域で計画的な予察捕獲を実施したほか、大型野生鳥獣の出没対策として、緩衝帯の整備等を実施した。また、人身被害を防止するための多発時期に先立って注意喚起を行うとともに、安全メール等を通じたす速やかな情報提供を行った。 ○住宅地周辺への出没など、人身被害が発生する恐れがある場合には、地元猟友会員から推薦された鳥獣被害対策実施隊員が必要に応じて捕獲を行うとともに、繰り返し出没があった地域では爆音機を設置し追い払いを実施した。市民等の安全確保を図る体制を整備した。 ○有害鳥獣の捕獲や電気柵の設置等の取組を行う上越市鳥獣被害防止対策協議会の活動を支援するとともに、同協議会と連携の下、イノシシを中心とした有害鳥獣の捕獲活動や農作物被害防止のための電気柵の設置、集落環境診断の試行など、農作物に対する鳥獣被害の防止対策を推進した。 ○上越市鳥獣被害防止対策協議会が実施する狩猟免許取得補助制度及び県の補助事業を活用し、捕獲の担い手確保を図った。 ○大型獣被害対策学習会を開催するなど、人身被害防止の意識啓発を行った。 ○市民からの野生鳥獣に係る通報・相談があった際には、市の関係部署や関係機関と連携して助言や情報提供等を行った。		

主要施策	(2)	開発事業に対する環境配慮の誘導
施策の内容	(ア) 開発事業の際は、事前に環境影響評価（環境アセスメント）や大規模開発の適正化に関する条例により、影響予測や協議をするなど、適切な対応を促す。 (イ) 環境配慮指針を定め、市民、事業者、市が、開発事業等の際に環境に与える影響に配慮するよう促す。	
【これまでの主な取組】 ○環境影響評価法、新潟県環境影響評価条例に基づき、一定規模以上の土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業による環境への影響について、自ら適正に調査・予測及び評価を行う「環境影響評価」について、環境影響評価会議を設置し評価の実施体制を確保した。（平成26年度以降は該当案件なし） ○上越市水道水源保護条例、大規模開発の適正化に関する条例等を運用し開発事業の規制等を行った。 ○法令等に基づく各種開発事業について、市の関係部署から照会・協議があった際には、法令等を踏まえ環境配慮の側面からの回答等を行った。		

基本方針	2-2	自然環境の活用
主要施策	(1)	緑地・公園の活用
施策の内容	(ア) 農山村部では、市民の森など市民が自然とふれあい、体験学習ができる施設の維持保全に努めるとともに、生物多様性の保全のほか土砂災害防止など森林が多面的な機能を果たしていることについて理解を深める。 (イ) 都市部では、水と緑のオアシスである高田公園などの都市公園の整備を進めるとともに、町内会などと協働による維持管理を推進し、市民の憩いの場の確保と自然環境の保全に努める。	
【これまでの主な取組】 ○市民の森では、自然体験・学習イベント等を開催し、自然環境に関する意識の高揚を図ったほか、散策道や管理棟の整備等を実施し、施設の維持管理を行った。 ○高田城址公園について、平成27年6月に改訂した高田城址公園基本計画及び高田城址公園短期整備計画（計画期間：平成27年度～令和4年度）に基づき、交流・歴史・観光の拠点機能を有した「総合公園」として施設機能の充実などを計画的に進め、魅力的な都市空間を形成した。 ○高田城址公園の桜が「桜の名所」であり続けるため、平成26年3月に策定した高田公園桜長寿命化計画（計画期間：平成26年度～平成29年度）及び高田城址公園桜長寿命化第二期計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）に基づき、計画的な世代更新や土壌改良などの樹勢回復手当により生育の健全化を図った。桜管理を専門として配置した桜守を中心に日常管理を行うとともに、市民及び市民団体と市の協働による「桜プロジェクトJ」など、ボランティア団体と連携した保護管理活動を継続した。 ○五智公園について、「五智公園基本計画」および「五智公園短期整備計画」（計画期間：平成29年度～令和4年度）に基づき、老朽施設の更新や公園施設の集約撤去も含めた機能充実等の整備を進め、市民の憩いや交流の場としての安全性や利便性を向上させた。 ○その他の公園は、遊具をはじめとした施設の老朽化に対する安全対策の強化を図るため、平成25年度に策定した都市公園施設長寿命化計画に基づき計画的に更新、撤去、修繕を進め、市民の憩いや交流の場として、安心して公園を利用できる環境を提供した。		

主要施策	(2)	環境保全型農業の推進
施策の内容	(ア) 営農の際は、減農薬減化学肥料などの取組により、生物多様性を保全する。同時に堆肥の施用など二酸化炭素を土壌中に貯留する取組により、温暖化対策に貢献する。	
【これまでの主な取組】 ○「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して環境保全型農業直接支払交付金による支援を行った。		

### 2. 今後の課題

○アライグマなどの特定外来生物の生息・育成域の拡大により、絶滅が危惧される希少種の生息域の減少が懸念されるため、環境保全活動の強化などに取り組む必要がある。 ○クマ等の大型獣の人里への出没を抑制するため、出没する要因となる、未収穫の野菜や果実など放任果樹の適正な処理について市民への理解を広げるほか、出没しにくい環境づくりに向けて、緩衝帯の整備を進める必要がある。 ○イノシシによる農作物被害が増加傾向にあることから、従来の電気柵や捕獲等による対応のほか、集落環境診断などの住民参加型の取組を全市的に展開するとともに、猟友会の負担軽減と効率的な捕獲活動を推進するため、ICTやドローンを活用したスマート捕獲の導入が必要となる。 ○有害鳥獣の捕獲数が増加傾向にあることから、担い手（猟友会会員）不足の解消に向け、会員増加のための方策が必要である。 ○ソメイヨシノの寿命は一般的に60～80年と言われており、高田城址公園では同時期に植えられた桜が多く存在しているため今後も計画的な生育管理が必要となる。 ○環境保全型農業については、離農や集約化により取組人数及び面積が減少傾向にあるが、取組に対する支援や普及・啓発を通じて取組の拡大を図る必要がある。
--

### 3. 指標・数値目標達成状況

○：達成見込み、×：未達成見込み、△今後判断の基準で評価

指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	令和3年度 実績	目標値 (令和4年度)	第6次総合計画 後期基本計画 (見直し)	評価
自然環境保全地域の指定	地域	4	7	8以上		○
大型野生動物による人身被害の発生件数	件/年	0	0	0		△
イノシシによる水稻の被害面積	ha/年	3.0	3.8	2.4以下		×
開発事業者等の届出義務違反の件数	件/年	0	0	0		○
高田公園の桜の健全化 (植替え、樹勢回復手当)	—	桜の老朽化が目立つ状態(平成26年度)	再調査に基づいて桜の健全化を計画的に実施	再調査に基づいて桜の健全化を計画的に実施		○

#### ■ 「未達成見込み」「今後判断の基準で評価」の指標・目標について

指標項目	評価	評価理由	見直し・改善内容 (評価が「×：未達成見込み」の場合)
大型野生動物による人身被害の発生件数	△:今後判断	これまで、藪刈り払いなどによる出沒抑制対策や、捕獲による生息数管理などを実施するとともに、市民に対する注意喚起や啓発を実施してきたが、市街地等への出沒が増加傾向にあることから、人身被害発生の危険が排除されたとは言い難い状態のため。	
イノシシによる水稻の被害面積	×:未達成見込み	・ これまでも、イノシシを中心とした農作物被害の早期根絶を図るため、上越市鳥獣被害防止計画に基づき、上越市鳥獣被害防止対策協議会との連携のもと、「出沒しにくい環境づくり」、「電気柵による侵入防止」、「加害個体の捕獲」の三つの対策を柱に取組を推進してきたところである。 ・ 今年度のイノシシによる水稻の被害面積は3.8haと、前年度を大きく上回る14.2haの減少となったが、目標を達成することができなかったため。	イノシシ等への鳥獣被害対策をより一層強化するため、令和3年度に実施した試行事業の効果検証を踏まえ、「鳥獣が出沒しにくい環境づくり」及び「農作物被害調査」を本格実施するとともに、新たにICTやドローン技術を活用した「スマート捕獲」を試行するほか、生息数が増加傾向にあるイノシシの捕獲活動に対する支援を拡充し、担い手の安定的な確保と持続可能な捕獲体制の維持・強化を図る。

分野	3	地球環境
基本方針	3-1	地球温暖化対策の推進

### 1. 施策内容及びこれまでの主な取組

主要施策	(1)	省エネルギーの推進
施策の内容	<p>(ア) 公共スペースにおいて照明設備のLED化など、省エネルギー効果のある設備の導入や更新を進め、市の事務事業における電気・燃料の使用量を削減し、同時にグリーン購入を進める。</p> <p>(イ) 市民、事業者、行政による省エネルギー化に向けた取組を一体的に推進するため、上越市地域省エネルギービジョンと地球温暖化対策実行計画に基づく取組を推進する。</p> <p>(ウ) 市で取り組む省エネルギー活動を検証し効果を周知することで、市民や事業者の省エネルギー化の取組を促す。</p>	
<p>【これまでの主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設における省エネ化を推進するため、環境省の補助事業を活用し、公共施設の省エネルギー診断及び省エネ設備導入に向けた検討を行い、設備の更新時期を迎え、エネルギー使用量の削減効果が高いと見込まれる3施設（高田図書館、ユートピアくびき希望館、雁木通りプラザ）について、省エネ設備（LED照明設備、高効率の空調設備、インバーター制御設備等）を導入した。</li> <li>○職員自らが省エネルギーに取り組むとともに、環境に対する意識醸成を図るため、令和2年度に日常業務の中で実践可能な省エネの取組等をまとめた「エコオフィスの手引き」を作成し、庁内において周知、意識啓発を行った。</li> <li>○省エネの取組について、6月の環境月間に合わせて、広報誌やラジオで周知を行ったほか、環境イベントでのパネル展示や環境クイズ、体験型学習等を通じて、広く市民や事業者を意識啓発を行った。</li> <li>○温室効果ガスの削減を継続的に実行するため、上越市環境マネジメントシステム（JMS）により、自発的な改善を促す進捗管理や内部の環境管理委員会で取組の検証を行うとともに、環境政策審議会の意見を踏まえ取組や運用の見直しを行った。</li> <li>○「グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入調達方針」に基づき、できる限り環境負荷の小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組を推進したほか、「夏季の軽装運動」「冬季の省エネ運動」を実施し、省エネルギーの取組を推進した。</li> </ul>		

主要施策	(2)	再生可能エネルギーの導入
施策の内容	<p>(ア) 上越市再生可能エネルギー導入計画に基づき、太陽光発電の導入、木質バイオマス利用エネルギーの利用や、融雪用雪中熱等の温度差エネルギーの利用等を促進する。</p> <p>(イ) 雪水冷熱を、冷房設備や雪中貯蔵をはじめとする低温貯蔵設備等のエネルギー源として利用する検討を進める。</p> <p>(ウ) 市民・事業者の再生可能エネルギーへの関心を高め、普及を促進するため、公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入や導入効果の検証及び周知、民間への導入支援などに努める。</p>	
<p>【これまでの主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成25年度に策定した再生可能エネルギー導入計画では、平成26年度から令和2年度の7年間を計画期間として、地域特性や利用可能量、導入実績等を踏まえ、当市に適した再生可能エネルギーを選定し、6項目（太陽光発電、小水力発電、バイオマス利用、雪水冷熱利用、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車）の再生可能エネルギーについて重点的に取り組んできた。</li> <li>○メガソーラー事業については、たにはま公園と柿崎区の市有地2か所のほか、民有地5か所において、エネルギー供給事業者が発電事業を運営しており、発電出力の合計は計画目標である12MW(メガワット)を上回る13MWとなった。</li> <li>○市民モニターによる太陽光発電設置事業では、市の設置費補助により、住宅への太陽光発電システムの設置が進み、計画目標である3,300MWh(メガワットアワー)の年間発電量を達成した。</li> <li>○雪冷熱エネルギーの活用については、積雪が多いという地域特性を活かし、安塚区を始め、市内13施設に雪室等の雪冷熱を利用する施設が導入（民間含む）されており、米を始めとした農産物や日本酒などの高付加価値化・ブランド化による市内事業者や農業者等の所得向上と地域の活性化を図った。</li> <li>○温度差エネルギーに関する取組について、上越妙高駅西口駅前広場の歩道に、地熱ヒートパイプ方式の融雪設備を平成26年9月に設置したほか、平成28年度に上越保健センターの一部で下水道熱による融雪設備を設置しその有効性を確認した。</li> <li>○その他、新クリーンセンターでは、市内で発生した燃やせるごみの焼却熱を利用した発電を行うとともに、下水道センターでは下水道汚泥の消化ガスを利用した発電で場内電力を一部賅っており、汚泥リサイクルパークではし尿や浄化槽汚泥のメタン発酵によるバイオガスで施設の熱供給を賅うなど、それぞれの施設において、再生可能エネルギーの有効利用に取り組んだ。</li> <li>○森林所有者から作業を受託する林業経営者（森林組合等）の森林整備に関する事業費を補助し、間伐等に係る経費の負担を軽減し、森林整備の促進を図った。</li> </ul>		

主要施策	(3)	拠点形成と交通ネットワークの構築
施策の内容	<p>(ア) 商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点（中心市街地や各区総合事務所の周辺など）を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結び効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。</p>	
<p>【これまでの主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第6次総合計画の土地利用構想に基づき、めりはりのある土地利用を推進するとともに、暮らしを支える都市機能が集積したまとまりのある拠点の形成を図った。また、人や物の移動を支える交通ネットワークを「広域ネットワーク・拠点間ネットワーク・地区内ネットワーク」に区分し、拠点と市外・拠点と拠点・拠点と地区内の集落のそれぞれの間を支える最適な交通ネットワークの構築を進めた。</li> <li>○平成29年3月に「都市計画マスタープラン」で掲げた将来都市構造の実現に向けて「立地適正化計画」を策定し、公共交通に関する計画とも連携しながら、都市機能の充実と居住エリアの緩やかな集束を推進した。</li> <li>○「上越市大規模開発行為の適正化に関する条例」に基づき、開発予定者が大規模開発行為に係る土地を取得又は開発するときに、事前に市と協議することを義務付け、同条例に規定された基準に基づき審査を行った。</li> <li>○令和2年3月に策定した第2次総合公共交通計画に基づき、市民の日常生活にあわせたダイヤの設定及び停留所の新設等、路線バスの利便性向上に取り組むとともに、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、重複路線の解消や運行形態の転換など、運行の効率化を図った。</li> <li>○路線バスが廃止となる地域や路線がない地域等において、住民が主体となった互助による輸送等の取組に対して補助金を交付し、住民の移動手段の確保を図った。</li> <li>○スマートフォンなどで路線バスの運行状況がリアルタイムで確認できる「バスロケーションシステム」を導入し、利便性の向上を図った。</li> <li>○上越市内公共交通総合時刻表や、公共交通の割引情報をまとめたリーフレットを配布したほか、路線バス等に小学生以下50円、中・高校生100円で乗車できる「夏休み『バス乗車体験』キャンペーン」を実施するなど、路線バスの利用促進を図った。</li> <li>○幼児向け切符の配布や鉄道を利用すると施設の入館料割引等が受けられる企画を実施するなど、沿線自治体と連携して駅の賑わい創出、交流促進のための事業を行い、鉄道の利用促進を図った。</li> <li>○えちごトキめき鉄道（株）及び北越急行（株）が行う鉄道施設総合安全対策事業等に対する補助金を交付するなど支援を行い、運行ダイヤや乗り継ぎにおける利便性を維持するとともに、両社の経営安定化と鉄道の安全安定輸送を確保した。</li> </ul>		

主要施策	(4)	地産地消の推進
施策の内容	<p>(ア) 地産産農産物の生産を拡大し、直売施設の機能充実を図るとともに、学校給食への利用促進や、食品関連事業者等と連携した地産地消の取組を推進し、農産物の流通に伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。</p>	
<p>【これまでの主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消推進の店認定事業により、地産産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図った。</li> <li>○学校給食における地産産野菜の利用促進のため、生産者、納入業者、JAえちご上越等と連携し、使用拡大に努めた。</li> </ul>		

### 2. 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>○国は2050年までにカーボンニュートラルを達成する目標を掲げ、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減となる目標を表明しているため、温室効果ガスの削減に向けた取組のさらなる推進が必要となる。</li> <li>○再生可能エネルギー設備（太陽光パネル等）について、景観や防災上の問題による住民トラブルの未然防止や適地確保等に向けた対応を整理する必要がある。</li> <li>○再生可能エネルギーの導入については、これまでの取組から、太陽光発電における冬季の降雪による設備利用率の低下や、小水力発電における農業用水路等での安定した水量の確保など、一部事業において課題があるが、課題解決に向けた調査・研究を行い、導入の可能性や効果的な導入方法を検討していく必要がある。</li> <li>○脱炭素社会を実現するためには環境分野のみならず、交通や産業、農林水産業などあらゆる分野・主体の取組が必要になってくることから、市民・事業者・行政が連携しながら脱炭素を目指す体制を構築する必要がある。</li> <li>○バス路線については、地域の実情や利用実態に応じて、少量輸送など環境負荷の低い効率的な運行形態に転換し、住民の移動手段の確保に取り組む必要がある。</li> <li>○地産地消の推進に向けては、地産地消推進の店を中心に地産産の農林水産物に対する理解を深める取組のほか、引き続き小中学校における食育活動や学校給食で地産産野菜を使用していく取組が必要である。</li> </ul>
--

### 3. 指標・数値目標達成状況

○：達成見込み、×：未達成見込み、△今後判断の基準で評価

指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	令和3年度 実績	目標値 (令和4年度)	第6次総合計画 後期基本計画 (見直し)	評価
市内の住宅用太陽光発電システムによる合計出力	kW	3,630 (平成26年7月推計値)	6,722 (令和3年12月末)	5,790以上		○
世帯当たりの年間電力消費量	kWh/年	6,024	—	6,024以下 (直近4年平均)		△
市内の温室効果ガスの排出について	千t-CO2	2,455	2,049.9 (平成30年度)※	2,120以下	2,224 (令和元年度)	○

#### ■ 「未達成見込み」「今後判断の基準で評価」の指標・目標について

指標項目	評価	評価理由	見直し・改善内容 (評価が「×：未達成見込み」の場合)
世帯当たりの年間電力消費量	△:今後判断	平成28年4月から電力小売全面自由化が開始となった影響で、東北電力から情報提供を受けていた上越市内の電力消費量の実績把握ができなくなった。	

分野	4	環境学習
基本方針	4-1	環境啓発の推進

### 1. 施策内容及びこれまでの主な取組

主要施策	(1)	環境学習の推進と事業者支援
施策の内容	<p>(ア) 上越科学館や地球環境学校、市で刊行した環境に関する図書や環境出前講座などを活用し、学校教育や保育の場において環境学習を取り入れる機会創出を図る。</p> <p>(イ) 環境や自然体験などのイベントを通じて、広い世代に環境に触れる機会を提供する。</p> <p>(ウ) 事業者や市民団体等が行う環境活動に対し、講師派遣の支援やイベントの共催をするなど、事業者や市民団体等との連携を進める。</p>	

#### 【これまでの主な取組】

- 小中学校において、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動で、具体的な環境活動を行ったほか、自然環境の調査・見学や専門家による講習など関係団体との連携を通して環境問題についての理解を深め、成果の対外的な発信や地域ぐるみの活動へ展開した事例も生まれた。また、道徳科において、自然愛護について深く考え議論するなど、体験活動において、自ら考え、自ら行動できる力を高める環境教育を計画的・継続的に進めた。
- 地域青少年育成会議の各地域の活動において、「花いっぱい運動」等の環境整備活動、クリーン活動に取り組み、地域の環境保全に関わった。
- 地域や学校に出向き、楽しみながら学べる環境出前講座を実施することにより、市民の環境問題への関心を引き出し、地域における環境保全・改善活動の推進を図った。
- 地球環境学校における主に学校単位での体験学習プログラムの提供、上越科学館での民間事業者からの協力を得た環境・エネルギーをテーマとした展示、上越清里星のふるさと館における天体観測や展示・講座の開設等、環境保全に関する意識向上や学習機会の提供を行った。
- 環境イベントや市内集客施設で啓発パネルの展示や体験活動などを行い、市民が環境について身近に感じてもらえるよう意識啓発を図った。

主要施策	(2)	市民、事業者との協働による取組の推進
施策の内容	<p>(ア) 環境基本計画を策定し、環境保全の長期的な施策や目標を定め、個別の環境事業実施の際には環境審議会などにより意見を聴取し、施策を推進する。</p> <p>(イ) 市民や事業者が、さらなる環境改善活動に取り組めるように、広報や商業施設における小規模な環境イベント等の身近な手段での情報提供や学習を進めるとともに、既存組織（環境関連の各種協議会等）への普及等により協働を進める。また、身近な学習の機会を通じて講師等への協力、育成に努める。</p>	

#### 【これまでの主な取組】

- 環境基本計画に基づき、市独自の環境マネジメントシステム（以下「JMS」）を活用するなかで、市が行う事務事業及び施設を対象としたPDCAサイクルによる継続的な環境改善活動を実施した。
- 地球温暖化や海洋プラスチック、SDGs等のグローバルな対応が必要な新たな環境課題に対応するため、令和2年度からは、環境団体と連携した学習会を実施するなど、市民に対する啓発、情報発信を強化した。
- 今後の環境学習について、環境団体等と情報交換会を開催し、各団体の課題や今後の取組について、情報共有することで、市と環境団体等、団体同士のネットワークづくりや連携強化を図った。
- 市ホームページや広報誌を中心に環境情報や環境団体等の活動の周知を行うとともに、SNSなども活用し、環境団体等が企画するイベント情報を掲載することで環境に対する市民の意識向上、環境イベントや環境学習会への参加促進を図った。
- 上越市3R オフィスクラブ認定制度により、事業活動の中での3Rの実践を促進するとともに、上越市生活環境協議会連合会において、市民の自主的な取組によりごみの減量と資源リサイクル推進活動を実施するほか、地域における環境美化を実施するためのクリーン活動や不法投棄防止活動、生活環境研修会の開催などの事業を通じて環境美化やごみの減量に対する意識向上を図った。
- 環境省が策定した中小事業者向けの環境経営システムであるエコアクション21の認証取得支援プログラムにより、認証取得を目指す事業者に対する普及を推進し、事業者等への環境経営の普及を図った。

### 2. 今後の課題

- 環境団体等の担い手の高齢化や後継者不足が問題となっているため、活動を行い、次世代を担う人材を育成する必要がある。
- 環境保全の取組は一人ひとりの活動が重要となることから、特に幼児期・学童期において、環境に対する意識を高めるための継続的な教育が必要である。
- 地球温暖化や海洋プラスチック、SDGsなどのグローバルな対応が必要な新たな環境課題に対応するため、引き続き、環境団体と連携した学習会や、SNS等を活用し幅広い年齢層への周知など、啓発・情報発信を強化する必要がある。
- 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、環境学習会やイベントの開催について、今後のあり方を検討していく必要がある。

### 3. 指標・数値目標達成状況

○：達成見込み、×：未達成見込み、△今後判断の基準で評価

指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	令和3年度 実績	目標値 (令和4年度)	第6次総合計画 後期基本計画 (見直し)	評価
環境に関する学習・啓発事業への参加者数	人	3,300 (平成26年度 単年度値)	4,495 (令和3年度単年度値) 38,316 (平成27年度～令和3年度 累計)	28,000以上 (8年間の累計)		○
環境団体等と連携した学習機会の提供回数	回/年	—	5	—	5以上	○
生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合	%	63.6	62.2	70.0以上		×

#### ■ 「未達成見込み」「今後判断の基準で評価」の指標・目標について

指標項目	評価	評価理由	見直し・改善内容 (評価が「×：未達成見込み」の場合)
生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合	×：未達成見込み	市民に対し啓発活動を行っているものの、目標値に達しなかったため。	環境改善に取り組む市民は、前回調査時と比較し微減している。市民に対する環境啓発については、イベントへの出展や環境学習会の開催数増加の他、SNS等を通じた発信など、多くの市民の目に留まるよう改善を図る。

## 上越市地球温暖化対策実行計画の評価・検証について(区域施策編)

## 1 温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

○「上越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」で定める上越市全域から排出される温室効果ガス排出量の削減目標は以下のとおり

基準年度	目標年度	削減目標
2012(平成24)年度	短期目標:2022(令和4)年度	14%
	中期目標:2030(令和12)年度	26%
	長期目標:2050(令和32)年度	50%

## [温室効果ガスの算定方法]

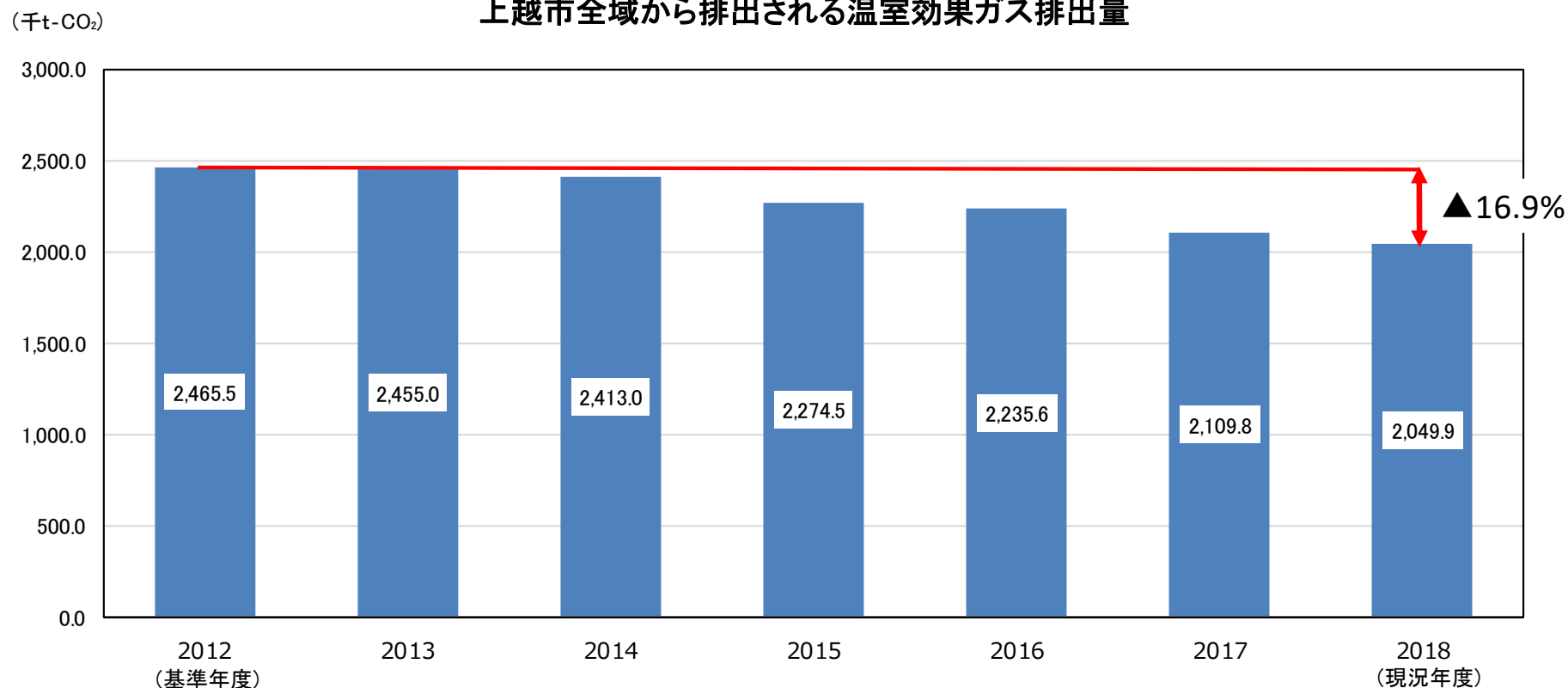
上越市統計要覧や運輸事業者への聞き取りによる実数のほか、資源エネルギー庁の「都道府県別エネルギー消費統計」に掲載された県全体の数値を製造品出荷額や従業者数などで按分した数値を使用して、市内のエネルギー消費量を計算した上で温室効果ガスの排出量に換算している。

○排出量は、基準年度である2012年度から年々減少しており、データで把握可能な直近の2018年度では、基準年度比2049.9千t-CO<sub>2</sub>減(16.9%減)となっている。

○目標よりも削減した状況で推移しているものの、国は温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度に46%削減、2050年には排出量実質ゼロを新たな目標として掲げたことから、当市も温室効果ガス削減に向けた取組を更に推進していく必要がある。

○現計画では2012年度を基準年度としているが、今後は国の目標と同一の2013年度を基準年度とし、温室効果ガス排出量削減の進捗管理を行っていく。

上越市全域から排出される温室効果ガス排出量



※市全域からの温室効果ガス排出量は、国等の各種データを収集して算定しており、公表されるまでに数年を要するデータがあるため、実績の算定が3年間遅れている。(例:2018年度値は2021年度に算定)

# 上越市地球温暖化対策実行計画の評価・検証について(区域施策編)

## 2 温室効果ガス排出量の部門別実績

○上越市全域から排出される温室効果ガス排出量について、下記のとおり部門別に分析する。

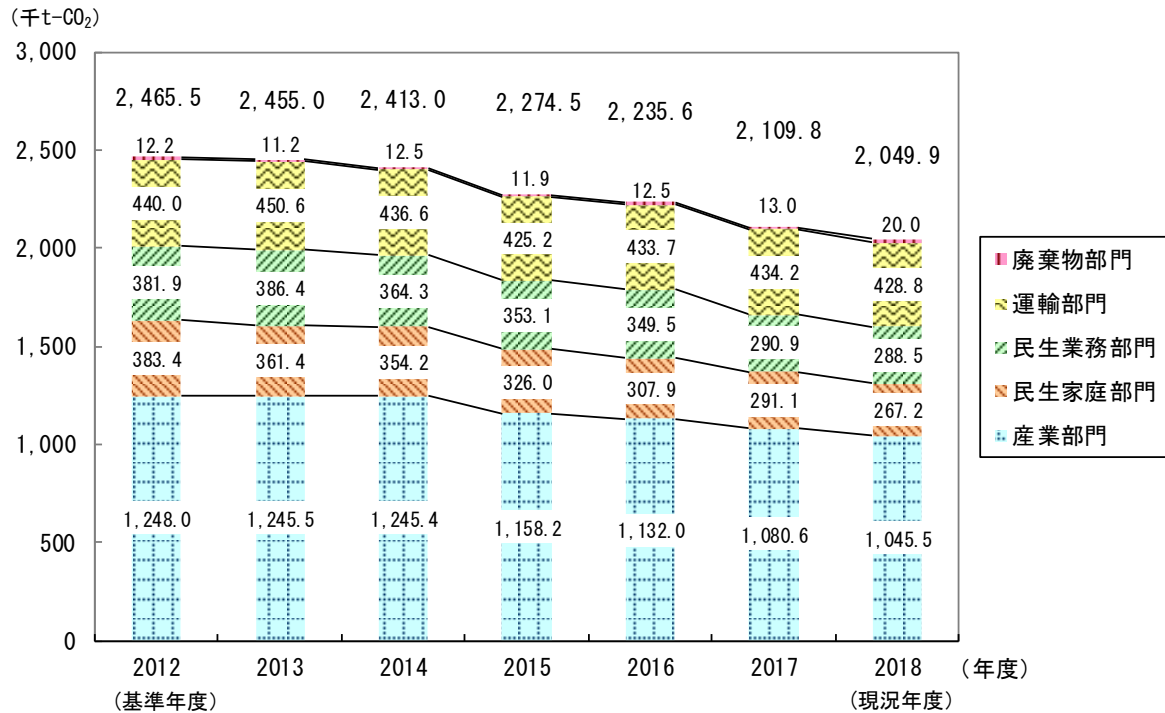
部門名	業種等
産業部門	第1次産業及び第2次産業(製造業、農林業、鉱業、建設業) ※自動車は除く
民生家庭部門	家庭生活 ※自動車は除く
民生業務部門	第3次産業(小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信、地方公共団体など) ※自動車は除く
運輸部門	自動車、鉄道、船舶
廃棄物部門	家庭、産業、事業からの廃棄物の処理や排水処理など

○部門別温室効果ガス排出量(図1)では、基準年度である2012年度と比べ、2018年度では、廃棄物部門を除き温室効果ガス排出量が減少している。

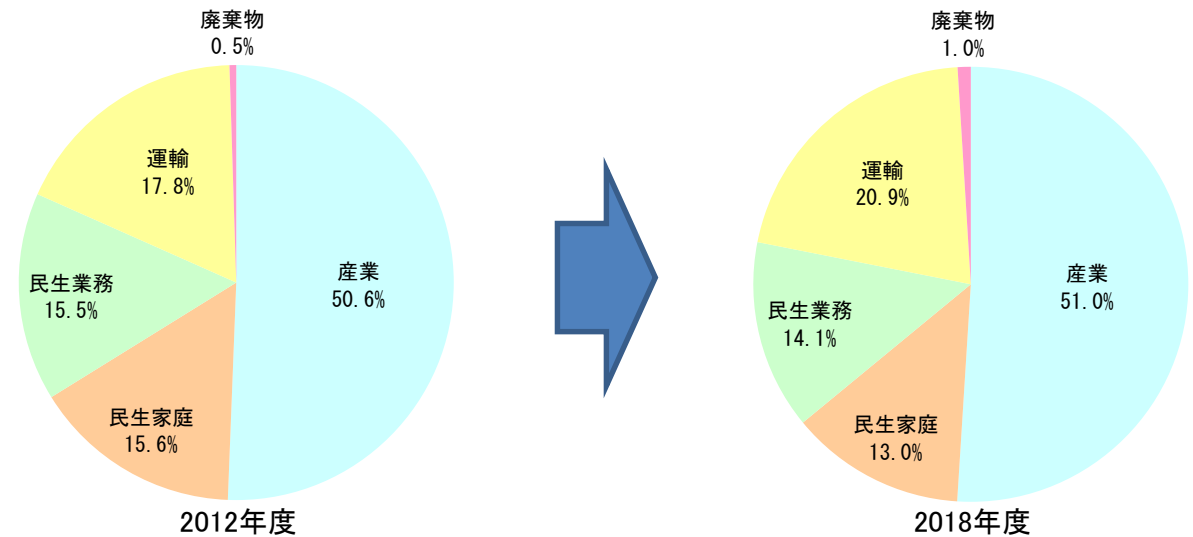
産業部門、民生家庭部門、民生業務部門はほぼ一貫して減少している一方で、運輸部門は横ばいとなっている。

○部門別温室効果ガス排出割合(図2)のとおり、2018年度では、産業部門が約半分を占めており最も多く、次に運輸部門、民生業務部門、民生家庭部門、廃棄物部門と続いている。2012年度と比較して、民生業務部門と民生家庭部門の割合が低くなる一方で、産業部門、運輸部門、廃棄物部門の割合が高くなっている。

部門別温室効果ガス排出量(図1)



部門別温室効果ガス排出割合(図2)





3 温室効果ガス排出量の部門別分析

(単位:千t-CO2)

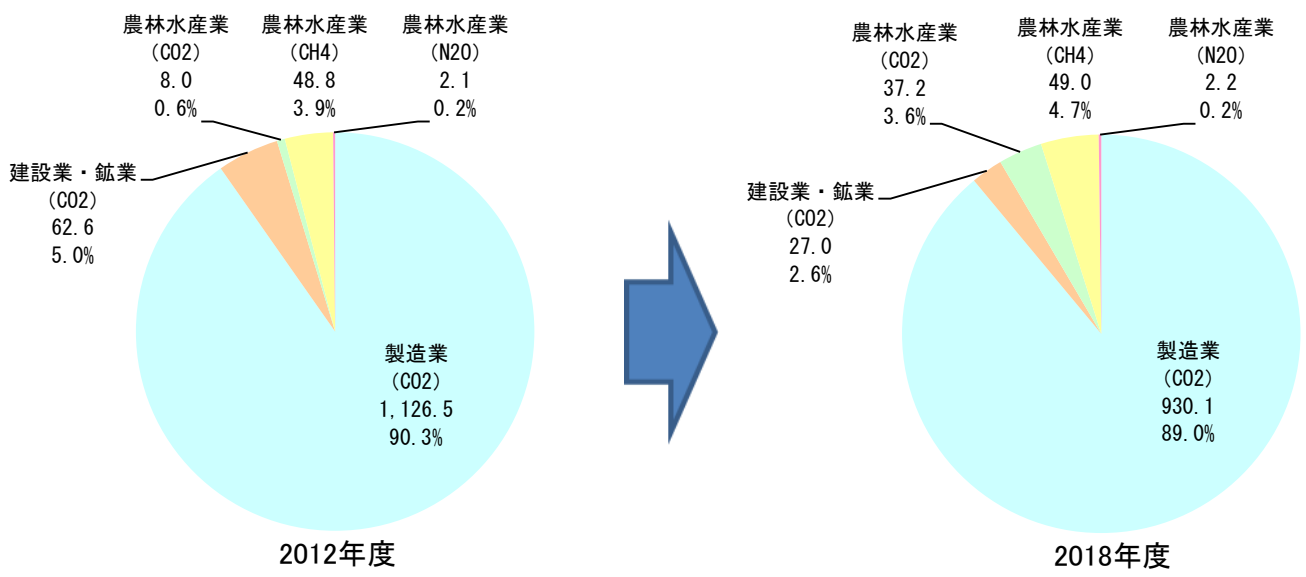
部門	年度	2012 (基準年度)	2013	2014	2015	2016	2017	2018 (現況年度)	基準年度と 直近年度差	基準年度と 直近年度比
産業		1,248.0	1,245.5	1,245.4	1,158.2	1,132.0	1,080.5	1,045.5	△ 202.5	△16.2%

産業部門における排出量内訳

(単位:千t-CO2)

**(1)産業部門**

- ・2018年度の産業部門における温室効果ガス排出量は約1,045.5千t-CO<sub>2</sub>となっており、2012年度と比べて約202.5千t-CO<sub>2</sub>(16.2%)の減少となっている。
- ・内訳では、製造業が排出する二酸化炭素が約89.0%を占めており、この増減が産業部門全体の増減傾向を左右している。
- ・製造業の排出量は基準年度比で約196.4千t-CO<sub>2</sub>(17.4%)減少しているが、産業部門全体はもとより、全部門の中でも大きな割合を占めていることから、重点的な対策が必要となる。



(単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

部門	年度	2012 (基準年度)	2013	2014	2015	2016	2017	2018 (現況年度)	基準年度と 直近年度差	基準年度と 直近年度比
民生家庭		383.4	361.4	354.2	326.0	307.9	291.1	267.2	△ 116.2	△ 30.3%
民生業務		381.9	386.4	364.3	353.1	349.5	291.0	288.5	△ 93.4	△ 24.5%

**(2)民生家庭部門**

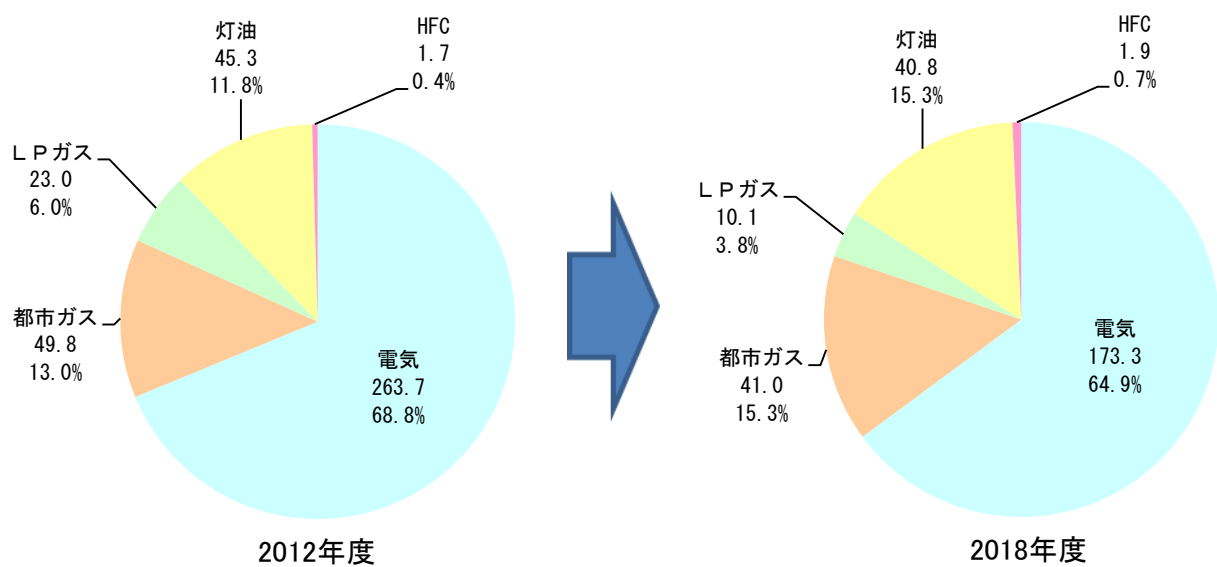
- ・2018年度の民生家庭部門における温室効果ガス排出量は約267.2千t-CO<sub>2</sub>となっており、2012年度と比べて約116.2千t-CO<sub>2</sub>(30.3%)の減少となっている。
- ・内訳では、電気が約64.9%を占めており、この増減が民生家庭部門全体の増減傾向を左右している。
- ・電気の排出量は基準年度比で約90.4千t-CO<sub>2</sub>(34.3%)減少しており、省エネ家電の普及や人口減少等が関係していると考えられるが、引き続き省エネに対する啓発を図るなど、エネルギー使用量の削減に向けた取組が必要となる。

**(3)民生業務部門**

- ・2018年度の民生業務部門における温室効果ガス排出量は約288.5千t-CO<sub>2</sub>となっており、2012年度と比べて約93.4千t-CO<sub>2</sub>(24.5%)の減少となっている。
- ・内訳では、電気が約75.0%を占めており、この増減が民生業務部門全体の増減傾向を左右している。
- ・電気の排出量は基準年度比で約54.8千t-CO<sub>2</sub>(20.2%)減少しているが、部門全体の割合では増加しており、全体の割合でも大半を占めていることから、節電対策を重点的に行う必要がある。

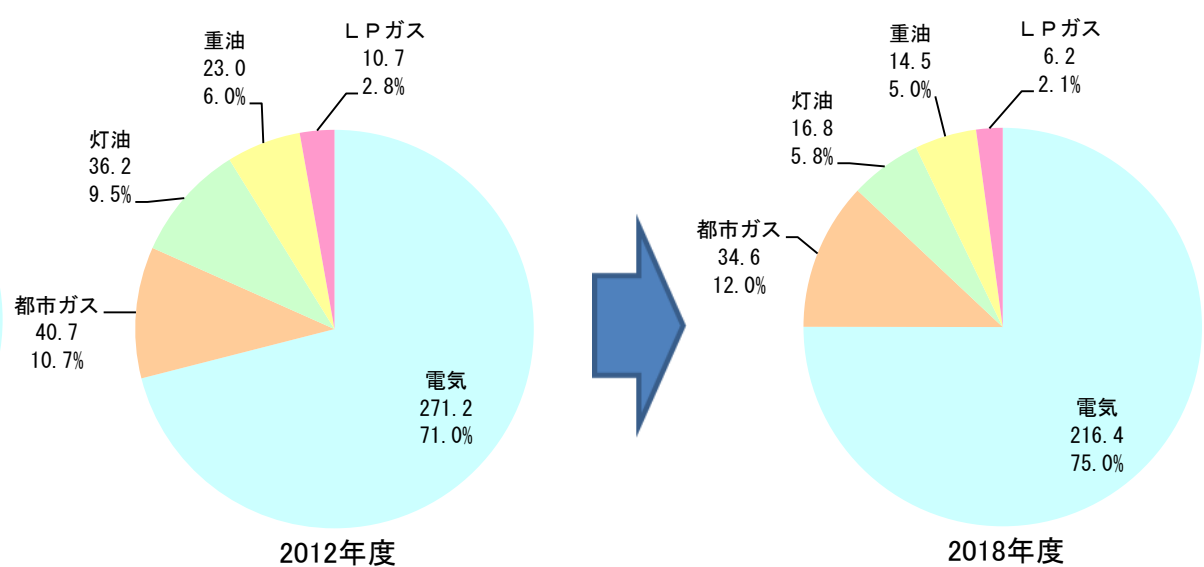
民生家庭部門における排出量内訳

(単位: 千t-CO<sub>2</sub>)



民生業務部門における排出量内訳

(単位: 千t-CO<sub>2</sub>)



(単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

部門	年度	2012 (基準年度)	2013	2014	2015	2016	2017	2018 (現況年度)	基準年度と 直近年度差	基準年度と 直近年度比
運輸		440.0	450.6	436.6	425.2	433.7	434.2	428.8	△ 11.2	△2.5%
廃棄物		12.2	11.2	12.5	11.9	12.5	13.0	20.0	7.8	63.6%

**(4)運輸部門**

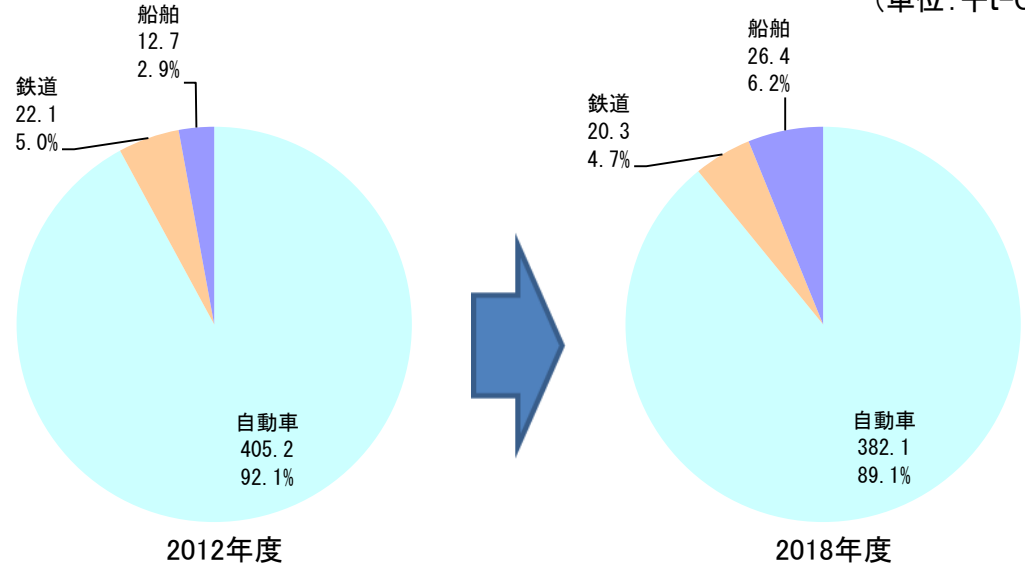
- ・2018年度の運輸部門における温室効果ガス排出量は約428.8千t-CO<sub>2</sub>となっており、2012年度と比べて約11.2千t-CO<sub>2</sub>(2.5%)の減少となっている。
- ・内訳では、自動車約89.1%を占めており、この増減が運輸部門全体の増減傾向を左右している。
- ・自動車の排出量は基準年度比で約23.1千t-CO<sub>2</sub>(5.7%)減少しており、燃費向上やハイブリッド車の普及等が寄与していると考えられるが、さらなる削減に向けて電気自動車などのクリーンエネルギー車の普及を進める必要がある。

**(5)廃棄物部門**

- ・2018年度の廃棄物部門における温室効果ガス排出量は約20.0千t-CO<sub>2</sub>となっており、2012年度と比べて約7.8千t-CO<sub>2</sub>(63.6%)の増加となっている。
- ・内訳では、一般廃棄物の焼却が約87.2%を占めており、基準年度比で約8.0千t-CO<sub>2</sub>(85.1%)増加している。
- ・2018年度の温室効果ガス排出量急増の理由は、2017年10月に新クリーンセンターが供用開始したことにより、ごみの焼却量が増加したためである。

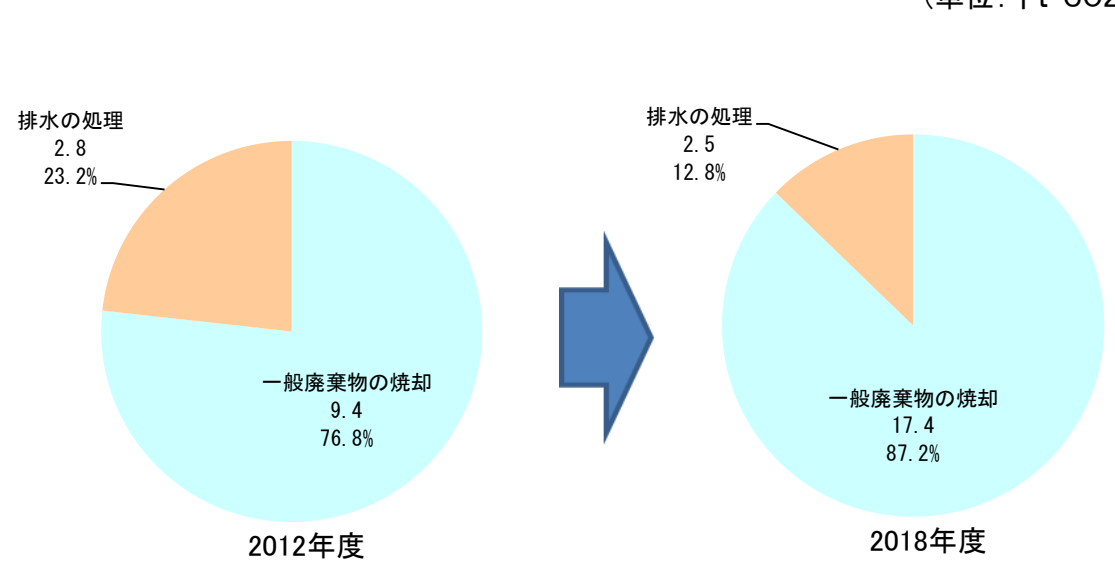
運輸部門における排出量内訳

(単位: 千t-CO<sub>2</sub>)



廃棄物部門における排出量内訳

(単位: 千t-CO<sub>2</sub>)



## 上越市地球温暖化対策実行計画の評価・検証について(事務事業編)

## 4 温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

○「上越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で定める市役所の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減目標は以下のとおり

基準年度	目標年度	削減目標
2013(平成25)年度	短期目標:2022(令和4)年度	24%
	中期目標:2030(令和12)年度	40%

[温室効果ガスの算定方法]

公共施設のエネルギー起源（ガソリン、灯油、電気等）のみの使用量を集計し、温室効果ガスの排出量に換算している。

※国は「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）の中で、エネルギー起源の温室効果ガス排出量について、地方公共団体を含む「業務その他部門」において、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で40%削減する目標を掲げたことから、本市においてもこの目標に沿って、平成30年度に見直しを行った。

○下表のとおり、基準年度以降、温室効果ガスの排出量は減少傾向にあり、2020（令和2）年度の排出量は約43.4千t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度と比較し17.9千t-CO<sub>2</sub>（29.2%）の減少となっている。

○区域施策編同様、目標よりも削減した状況で推移しているものの、国は温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度末に、業務その他部門（エネルギー起源）において51%削減を新たな目標として掲げたことから、市の事務事業についても温室効果ガス削減に向けた取組をさらに推進していく必要がある。

○温室効果ガス削減に向けた取組としては、公共施設の省エネルギー化を図るため、施設の一部に省エネ設備を導入したほか、省エネルギー運動の実施や「エコオフィスの手引き」配布による職員の省エネ意識醸成も行ってきた。こうした取組の結果が温室効果ガスの削減に寄与しているものと考えられる。

○この他、電気の排出係数※の減少や、施設の統廃合に伴う施設数の減少も削減要因と考えられるが、今後、本市にどのような再生可能エネルギーの導入が適しているのか検討を行うとともに、電動車の導入や更なる省エネルギー化の推進などにより、温室効果ガス削減に向けた取組を強化していく。

※1kWhの電気を作るにあたり、どれだけのCO<sub>2</sub>を排出するかを示す係数

## 温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

2013-2030年度	単位	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
		H25 基準 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 目標年度 (短期)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12 目標年度 (中期)
温室効果ガス排出量目標	千t-CO <sub>2</sub>	61.3 (基準値)	-	-	-	-	50.7	49.8	48.7	47.7	46.6	45.5	44.5	43.2	41.9	40.7	39.4	38.1	36.8
温室効果ガス排出量実績	千t-CO <sub>2</sub>	61.3	59.1	55.3	52.9	51.8	45.9	45.3	43.4										
温室効果ガス排出量の削減割合(基準年度比)	%	-	△3.6%	△9.8%	△13.6%	△15.5%	△25.1%	△26.1%	△29.2%										
温室効果ガス排出量の削減割合(前年度比)	%	-	△3.6%	△6.5%	△4.2%	△2.2%	△11.4%	△1.2%	△4.3%										

※温室効果ガス排出量は、エネルギー起源(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス、電気)のみで、非エネルギー起源(一般廃棄物焼却、下水等処理や公用車使用等)を含まない。

・地球温暖化を抑制し、持続可能な社会を構築するため、2030年度までに温室効果ガスを46%削減、2050年までにゼロカーボンシティの実現を目指す。

背景・課題

▶地球温暖化の進行に伴い、猛暑日の増加や豪雨災害等の激甚化、自然環境への深刻な影響が懸念されている。  
▶緑豊かな上越市を次の世代に引き継ぐためにも、市民・事業者・市が一体となって温室効果ガスの削減に取り組む必要がある。

2022年度に「第4次環境基本計画」と「第2次地球温暖化対策実行計画」(計画期間は2030年度まで)を統合して策定し、各種取組の検討と実行

### 2022年度の取組

- 再生可能エネルギー等の先進的な取組事例の調査・研究
- 公共施設への太陽光発電の導入準備
- 外部給電機能を備えた電気自動車の導入

### 2023年度以降の主な取組例

- ～先進的な環境都市の実現に向けて～
- 最先端の次世代エネルギーの利活用
    - ・水素エネルギーなどの調査・研究
  - 再生可能エネルギー導入の積極的検討・推進
    - ・公共施設への太陽光発電の導入
    - ・地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電等による再生可能エネルギーの地産地消
    - ・学校におけるエネルギーの地産地消モデル事業
    - ・プロポーザル方式による公共施設の省エネルギー化
  - 電動車(電気自動車等)の普及促進、インフラ整備
  - 森林整備による二酸化炭素吸収量の増加、カーボン・オフセットの導入

カーボンニュートラルポートの形成(直江津港)

- ・港湾管理者(県)が関係者の協力を得て、カーボンニュートラルポート形成計画を策定

2013年度  
(基準年度)

・上越市域排出量 (温室効果ガス) 245万t  
 ・市の事務事業排出量 (温室効果ガス) 6万1千t

2020年度  
(現状)

・上越市域排出量 211万t  
 ・市の事務事業排出量 4万3千t



富岡小学校に設置した太陽光パネル

2030年度  
(目標年度)

・上越市域排出量 132万t (基準年度比46%削減)  
 ・市の事務事業排出量 3万t (基準年度比51%削減)  
 ※基準年度、削減目標は国の削減目標に準じた場合の数値

2050年  
(目標年)

脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)の実現

# 令和3年度環境関連事業の達成状況について

令和3年度は環境関連事業全62事業のうち、事業が終了又は統合した6事業、事業を休止中の1事業を除く55事業について進捗管理を行い、取組実績は以下のとおり。

55事業のうち

- A 計画どおりに実施し達成：48事業      B 見直し・改善の必要があるが達成：1事業  
 C 計画どおりに実施しているが未達成：6事業      D 見直し・改善の必要があり未達成：0事業

○未達成項目の内容

(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による未達成項目

判定	事業NO.	事業名	課名	目標	実施状況	見直し・改善内容
C	24	生活環境保全美化対策事業	生活環境課	・全市クリーン活動全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 61,350人	・全市クリーン活動全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施した。 参加人数 55,393人	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模の縮小や実施を中止する町内会があったことから、参加人数が目標に達しなかったもの。こうした状況を踏まえて令和4年度の目標を設定する。
C	47	ごみ焼却施設管理運営費	生活環境課	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校 ・施設見学者数 1,500人	・施設見学者数 1,314人	新型コロナウイルス感染拡大の影響で見学者数が減少した。この状況を踏まえ次年度の目標を設定する。
C	48	し尿処理事業	生活環境課	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校 ・施設見学者数：200人（汚泥リサイクルパーク）	・施設見学者数 154人	新型コロナウイルス感染拡大の影響で見学者数が減少した。この状況を踏まえ次年度の目標を設定する。
C	52	謙信KIDSプロジェクト	社会教育課	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和3年度までに累計で1,530人以上にする。 ・令和3年度目標221人	・しぜんAコース 延べ参加人数 57人（6/5：20人、7/3：20人、7/31：17人） ・しぜんBコース 延べ参加人数 59人（10/2：20人、11/6：20人、12/4：19人） ・ゆき 延べ参加人数 10人（1/9：10人） ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予定していた全3回中2回を中止した。 ・海 延べ参加人数 55人（6/12：19人、9/25：17人、11/7：19人） ・環境関連講座等参加者数：181人	冬期間に予定していた「ゆき」の講座の全3回のうち2回を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止としたため、目標の未達成はやむを得ない。冬期間のみの活動は、天候の影響を受けやすく、年度末を控え延期対応も難しいため、令和4年度からは講座内容を通年の活動に見直すこととしている。

(2) その他の要因による未達成項目

判定	事業NO.	事業名	課名	目標	実施状況	見直し・改善内容
C	37	自然循環型農業推進事業	農政課	・化学肥料・化学合成農業を5割以上低減する取組、有機農業の取組の支援や普及・啓発を実施することにより、環境保全型農業の取組面積について、令和元年度と同程度を維持する。 取組人数：611人 取組面積：1,896ha  (参考) R2年度実績 取組人数：541人 取組面積：1,705ha	・化学肥料・化学合成農業を5割以上低減する取組や、有機農業の取組を行っている農業者に対し、環境保全型農業直接支払交付金を活用し支援している。 R3年度の化学肥料・化学合成農業を5割以上低減の取組及び有機農業の取組 取組人数：503人 取組面積：1,572ha	・離農や集約化により取組人数は減少傾向にあるが、環境保全型農業に対する支援や、新たに有機JAS認証やGAP認証取得に対する補助金を事業化し、取組の拡大を図る。
C	42	学校給食での地場産野菜の使用拡大(予算事業なし)	教育総務課	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越市産)使用割合 令和3年度目標 13.5%	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越市産)使用割合 令和3年度の実績 11.4%	冬は地場産の生産量が少なく、5品目のうち2品目が限られた地域での使用にとどまり、割合が減少した。 この状況を踏まえ、青果物5品目に限らず、青果物全品目の使用を次年度の目標に設定する。

○55事業達成状況一覧(全62事業のうち、網掛けの7事業を除く)

分野	基本方針	主要施策	取組主管課	事業	事業No.	令和3年度		備考
						取組区分		
生活環境：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す								
環境汚染の防止								
大気汚染の防止								
		環境保全課	大気汚染対策事業		1	A:計画通りに実施し達成		
騒音・振動、悪臭の防止								
		環境保全課	騒音・振動対策事業		2	A:計画通りに実施し達成		
水質保全・排水処理対策の推進								
		環境保全課	水質汚濁対策事業		3	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	し尿収集事業		4~5	A:計画通りに実施し達成		
		生活排水対策課	生活排水対策事業		6	A:計画通りに実施し達成		
地下水の保全、土壌汚染の防止								
		環境保全課	地盤沈下対策事業		7	A:計画通りに実施し達成		
化学物質等による汚染の防止								
		環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等		8	A:計画通りに実施し達成		
生活環境の維持・向上								
ごみの適正処理の推進								
		生活環境課	清掃総務管理費		9	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ収集運搬事業		10	B:見直し・改善の必要があるが達成		
		生活環境課	ごみ収集運搬事業		11~14	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ処理対策事業		—			平成29年度で終了
		生活環境課	ごみ処理対策事業		15~17	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	廃棄物処理施設整備事業		—			平成29年度で終了
リサイクルの推進								
		生活環境課	資源物分別収集事業		18~23	A:計画通りに実施し達成		
環境美化の推進								
		生活環境課	生活環境保全美化対策事業		24	C:計画通りに実施しているが未達成		
		生活環境課	生活環境保全美化対策事業		25~27	A:計画通りに実施し達成		
景観形成の推進								
		都市整備課	景観デザイン事業		28	A:計画通りに実施し達成		
自然環境：自然と共生した社会を目指す								
自然環境との共生								
生物多様性の保全								
		環境保全課	自然環境保全推進事業		29	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	鳥獣保護管理事業		30	A:計画通りに実施し達成		
開発事業に対する環境配慮の誘導								
		環境保全課	環境政策総務事業(環境影響評価会議)		31	A:計画通りに実施し達成		
自然環境の活用								
緑地・公園の活用								
		農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業		32	A:計画通りに実施し達成		
		農林水産整備課	森林保育管理事業		33	A:計画通りに実施し達成		
		都市整備課	都市公園整備事業		34~35	A:計画通りに実施し達成		
		都市整備課	都市公園整備事業		—			令和3・4年度実施なし
		都市整備課	公園管理費		36	A:計画通りに実施し達成		
環境保全型農業の推進								
		農政課	自然循環型農業推進事業		37	C:計画通りに実施しているが未達成		
地球環境：低炭素社会を目指す								
地球温暖化対策の推進								
省エネルギーの推進								
		環境保全課	環境政策総務事業(省エネルギーの推進)		38	A:計画通りに実施し達成		
		市民安全課	街灯整備・維持管理事業		39	A:計画通りに実施し達成		
省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入								
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業		—			環境学習啓発事業に統合
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業		—			平成30年度で終了
		環境保全課	風力発電事業		—			R2年度で終了
地球温暖化対策の推進								
省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入								
		生活排水対策課	下水道センター運転管理費		40	A:計画通りに実施し達成		
拠点形成と交通ネットワークの構築								
		都市整備課	土地利用対策費		41	A:計画通りに実施し達成		
地産地消の推進								
		教育総務課	学校給食での地場産野菜の使用拡大		42	C:計画通りに実施しているが未達成		
		農政課	地産地消認定店の拡大		43	A:計画通りに実施し達成		
環境学習：豊かな環境を継承する社会を目指す								
環境啓発の推進								
環境学習の推進と事業者支援								
		環境保全課	環境政策総務事業(学習・啓発)		44	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業(学習・啓発)		45	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業(地球環境学校)		46	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費		47	C:計画通りに実施しているが未達成		
		生活環境課	し尿処理事業		48	C:計画通りに実施しているが未達成		
		農林水産整備課	林業総務費		49	A:計画通りに実施し達成		
		農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営		50	A:計画通りに実施し達成		
		農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費		51	A:計画通りに実施し達成		
		社会教育課	謙信KIDSプロジェクト		52	C:計画通りに実施しているが未達成		
市民、事業者との協働による取組の推進								
		環境保全課	環境政策総務事業(環境基本計画の推進)		53	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	環境政策総務事業(環境政策審議会)		54	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	環境マネジメントシステム事業		—			環境政策総務事業に統合
		環境保全課	環境政策総務事業(エコアクション21)		55	A:計画通りに実施し達成		

## ○令和3年度環境関連事業（個表）

分野：生活環境										
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す										
基本方針：環境汚染の防止										
主要施策：大気汚染の防止										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度					
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
環境保全課	大気汚染対策事業	大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	・大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。	・異状時に備え、臭の観測記録を定時確認（1日2回）する。 ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、解決に向けて対応する。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を行う（広報上越：2月、6月）	・平日は環境対策係、休日担当職員が、臭の観測記録の定時確認を実施 ・大気汚染発生時の対応策等について、広報上越に掲載し意識啓発を実施 ・光化学スモッグ：広報上越5月号	A:計画通りに達成		
主要施策：騒音・振動、悪臭の防止										
環境保全課	騒音・振動対策事業	高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求めめる。  新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・合併前上越市内の環境保全協定を締結している15事業場を対象に、2ヶ月に1回（年6回）騒音・振動測定を実施する。 （その他） ・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求めめる。 ・環境騒音の測定（6～7月）、自動車騒音の測定（11～12月） ・環境騒音の測定を実施し、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求めめる。 ・環境騒音の測定（11月～12月） ・新幹線騒音に対し音源対策工事が行われたことから、効果等を把握するため市内1地点（県・3地点）で測定を実施する。 新幹線騒音の測定（10月）	○協定事業所の測定 ・2月に騒音に係る規制値の超過を確認した1事業場に対し指導を行った結果、以降の測定では規制値未満となった。 このほかは全て規制値未満となっている。 （その他） ・新幹線騒音の測定（11月） 北陸新幹線の向橋1地点の騒音測定において、昨年度と同様に環境基準値を超過する騒音が確認された。県と連携し、騒音対策の実施について、JR東日本及び鉄道運輸機構に要望した。（2月） ・環境騒音の測定（12月） 騒音測定を実施した6地点中の2地点において、昨年度と同様に夜間における環境基準の超過が確認された（頸城区下三分一、柿崎区川井）。国道8号や北陸新幹線の影響と考えられる。	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：水質保全・排水処理対策の推進										
環境保全課	水質汚濁対策事業	河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。  冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図るほか、事故が多発する傾向にある地域においては個別に注意喚起を実施する。 ○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水水調査（4～3月） ○意識啓発 ・注意喚起の実施（広報上越：11月）	○各種測定 ・河川等の水質測定（4月～3月） ・事業場の排水水調査（4月～3月） ・油事故の注意喚起について、FM-Jと広報上越、上越タイムス（市民の窓）で実施。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	し尿収集事業	市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	・市内全域のし尿をくみ取り、利用者からの汲取り依頼を遅滞なく実施するとともに、業者に委託し、適切にし尿の収集運搬を行い清潔な生活環境の保持を図る。	・非水洗トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努める。  収集量 5,761㎏	・非水洗トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努めた。  収集量 5,662㎏	A:計画通りに達成		
生活環境課	し尿処理事業	全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を適正に処理する。  し尿 : 5,761KL 浄化槽汚泥 : 45,900KL 合計 : 51,661KL	汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を適正に処理した。  し尿 : 5,662KL 浄化槽汚泥 : 46,750KL 合計 : 52,412KL	A:計画通りに達成		
分野：生活環境										
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す										
基本方針：環境汚染の防止										
主要施策：水質保全・排水処理対策の推進										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度					
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
生活排水対策課	生活排水対策事業	公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。  合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。	6	継続	・汚水衛生処理率97.0%	・下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 ・合併処理浄化槽の処理能力は下水道等と同等であることを周知するとともに、合併処理浄化槽設置費補助制度の利用を促し、合併処理浄化槽の設置を進める。	・下水道汚水管渠の整備を進めるとともに、未接続世帯への個別訪問を実施した。 ・補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置を進めた。（補助件数…60件） ・汚水衛生処理率 98.0%	A:計画通りに達成		
主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止										

環境保全課	地盤沈下対策事業	県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。 揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負業者に周知徹底する。	7	継続	新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上	・揚水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置動員等（通年：100件程度） ・国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km（計画距離）の調査を行う。 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行う（12月～3月の毎日）とともに、水位の低下状況に応じて地盤沈下注意報（警報）が発令された際は、地下水の一層の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 ・広報上越、市ホームページ、広報車等による節水啓発を行う。	・揚水設備設置届出者に対し、節水型降雪感知器の設置を勧奨した。 ・3月末までに設置された消雪用揚水設備67件中、63件に降雪感知器が設置されており、設置割合は94%である。 ・国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km（計画距離）の調査を行った。 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行った（12月～3月の毎日）。 ・広報上越、市ホームページ等で節水啓発を行った。 ・揚水設備設置工事に立ち会い、設備等が規定に準じているか確認した。	A:計画通りに達成	12月末時点の揚水設備数には、設置時立ち会い完了のものが含まれるため、3月末時点の設置数は下方修正。
-------	----------	--	---	----	-----------------------------	--	---	-----------	--

主要施策：化学物質等による汚染の防止

環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等（予算事業なし）	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報で公表する。	8	継続	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報上越で公表する。	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率を、毎月広報上越で公表する。	・測定結果を、毎月広報誌に掲載した	A:計画通りに達成	
-------	-------------------------	--	---	----	--	---	-------------------	-----------	--

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

生活環境課	清掃総務管理費	・各種団体の活動への支援を通じて、市内の生活環境の保全を図る。	9	継続	・市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。	・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援する。	・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、不法投棄防止啓発活動等の環境美化に係る活動を支援した。	A:計画通りに達成	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	10	継続	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみなど）の収集運搬を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 ・市内の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量 61,938t 家庭系40,443t 事業系21,495t	同左	計画通り収集運搬を適正に実施。 排出量（3月末） 64,084t 家庭系42,502t 事業系21,582t	B:見直し・改善の必要があるが達成	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	11	継続	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 ・処理量（見込み）：3,036t ・残渣運搬量（見込み）：2,490t	同左	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入し、適正に処理を実施した。 ・処理量：2,950t ・残渣運搬量：2,589t	A:計画通りに達成	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配送業務を実施する。 ・3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：3,430人	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売した。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図った。 配布人数：3,198人 （※配布人数＝R2.3.31時点で住基登録されている3歳未満児から、市外転出者を差し引いた人数）	A:計画通りに実施し達成	

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	令和3年度		実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
						実施計画 Plan	実績（実施内容） Do				
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	13	継続	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設 修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2 （限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み） 設置等 57件 修繕 12件 合計 69件	同左	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部補助を行った。 補助率：1/2 （限度額1基当たり10万円） 交付件数（3月末現在） 設置等 59件 修繕 10件 合計 69件 ※申請があったものは全て交付決定し、新設・修繕に対する支援を行った。	A:計画通りに達成			
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	○最終処分場維持管理費 ・最終処分場等について、通常の維持管理を継続する。	最終処分場の維持管理及び処分場からの放流水、浸出水や観測井戸の水質検査を行う。 ○最終処分場等 ・柿崎区車地、薬師山：通年 ・三和区宮崎新田：7～9月	最終処分場の維持管理及び処分場からの放流水、浸出水や観測井戸の水質検査を行った。 ○最終処分場等 ・柿崎区車地：4～3月：8月、山側井戸地下水（11mg/ℓ）及び放流水（14mg/ℓ）で過マンガン酸カリウム消費量の基準値（10mg/ℓ）を超過したことから、是正報告を行った（海側井戸の地下水水質に異常が無いことから自然由来と判断）。9月以降は異常なし ・薬師山：4～12月（1～3月は積雪により欠測）：水質異常なし	A:計画通りに達成			
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	—								クリーンセンター 供用開始に伴い平成29年度で終了



生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15	継続	○最終処分整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県と情報交換を実施する。	同左	○県協議：4/8、9/1、10/7、12/24（県部長：市長挨拶）・1/12 ○関係地元説明 ・地元説明会等への参加：4/11.17.20.22、5/20.27、6/27、3/15 ・地元町内会座談会に出席：11/14（下中山）、11/27（竹鼻） ・地元町内会の説明会に出席：3/20（下中山）、3/27（竹鼻） ○市関係課への説明、ヒアリングへの参加：11/24（柿崎区総合事務所）、12/1（道路課）、12/2（農林水産整備課） ○その他機関への説明：7/27（上越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会通常総会） ○地元住民等対象の先進地視察（カン-いずもぎき）同行：7/4、11、10/21.27、1/22 ○県と合同の現地調査：10/29（下中山）、11/5（竹鼻）	A:計画通りに達成		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	・生活環境作業員18名によるクリーン活動ごみの回収及び処理を実施する。	同左	各町内会等の依頼に基づき、随時回収を実施した。	A:計画通りに達成		
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設（上越市クリーンセンター）へ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	17	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 上越市クリーンセンター 48,601トン	同左	・可燃ごみ処理量 上越市クリーンセンター 49,740 t	A:計画通りに達成		
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	—							クリーンセンター供用開始に伴い平成29年度で終了
主要施策：リサイクルの推進										
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	18	継続	○資源物収集運搬業務委託 ・町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務を事業者（11社）へ委託する。	○資源物収集運搬業務委託 ・計画どおり、町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物の収集運搬を適正に実施した。	A:計画通りに達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	19	継続	○分別収集回収品目中間処理業務委託 ・家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務を事業者（6社）へ委託する。	○分別収集回収品目中間処理業務委託 ・計画どおり、家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物を中間処理事業者6社へ委託し、適正に中間処理を実施した。	A:計画通りに達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	○再商品化業務委託 ・容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などの資源物の再商品化業務を委託し、適正処理を行う。	・再商品化業務を日本容器包装リサイクル協会や事業者へ委託する。	○再商品化業務委託 ・計画どおり、容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などを日本容器包装リサイクル協会及び事業者へ再商品化業務を委託し、適正に処理した。	A:計画通りに達成		

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：リサイクルの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度			目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do			
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	・資源物常時回収ステーションのコンテナハウスの増設及び維持管理（床の張替え、ガラス窓の修繕など）並びに巡回整理を行う。 ・容量不足が生じている浦川原区ステーションにコンテナハウスを1基追加配備する。 ・揭示物の劣化が激しいステーションについては、揭示物の入れ替えを行う。	同左	・計画通りに維持を行った。 ・予算化されている設置・修繕を実施、強風被害のあったカルチャーセンター、大手町ステーションについて対応を実施	A:計画通りに達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配付する。	・看板や表示板等の作成、配付（見込み） 作製数 350（回収箱） 配付数 1,350	・町内会から要望のあった備品など、迅速に配付した。 ・看板や表示板等の作成、配付（12月末現在） 作成数 270（回収箱） 50（看板） 340（表示札） 配付数 1,059	A:計画通りに達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	・分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥焼却用の燃料や肥料としてリサイクルする。 ・生ごみ量（見込み） 5,757トン以下に抑える。	同左	計画通りリサイクルを実施 3月末現在 4,836トン（残渣を除く）	A:計画通りに達成		

主要施策：環境美化の推進

生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	24	継続	・全市クリーン活動 全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散らかりごみの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 61,350人	同左	参加者数 55,393人	C:計画通りに実施しているが未達成	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模の縮小や実施を中止する町内会があったことから、参加人数が目標に達しなかったもの。こうした状況を踏まえて令和4年度の目標を設定する。
-------	--------------	--	----	----	--	----	-----------------	-------------------	--

生活環境課	生活環境保全 美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	25	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬する。	・実施内容（見込み） 対象町内会 171町内 収集量 290トン	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬した。 対象町内会 171町内 収集量 231.76トン	A:計画通りに達成		
生活環境課	生活環境保全 美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	26	継続	・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行う。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行い、必要に応じ、現場にて市民へ適正排出を指す。 ・日本郵政などと連携し、不法投棄物の早期発見、適正処分を実施し、不法投棄の連鎖防止を図る。	同左	・不法投棄多発地帯へのパトロール及び回収を随時実施 ・ステーションにおける違反ごみに対し、悪質者に警察と連携して注意を実施 ・収集業者の車両（バックカー）に不法投棄防止啓発マグネットステッカーを配布	A:計画通りに達成		
生活環境課	生活環境保全 美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 56人 支援世帯数 57世帯	・実施内容 ヘルパー委嘱人数 66人 支援世帯数 68世帯	A:計画通りに達成		

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：景観形成の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		令和3年度			備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	
都市整備課	景観デザイン 事業	・地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組み。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報誌の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	28	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくり活動に取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（会議形式：8回/年） ・届出制度の運用（随時） ・南本町三丁目や他地区において景観まちづくり活動の支援 ・SNS等により景観事業の情報発信	・景観審議会を12月23日に開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイスを随時実施 ※会議 4月、6月、7月、10月、11月、12月、1月 ※メールアドバイス 7月、8月、11月 ・届出制度による審査を随時実施 ・届出・通知：140件 ・南本町三丁目や他地区において、景観まちづくり活動の支援の実施 ※修景活動、イベントの開催、まちなみのルールづくり等 ・SNSにより随時、情報発信（21件）	A:計画通りに達成		

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境との共生

主要施策：生物多様性の保全

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		令和3年度			備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	
環境保全課	自然環境保全 推進事業	・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める。 ・良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。	29	継続	・令和4年度に自然環境保全地域を1か所指定するための情報収集、候補地選定等を行う。	・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について検討する。 ・自然環境調査・監視員による保全地域等の巡回や現況調査等を行う。 ・次期指定候補地の選定に向け、現地調査や情報収集等を行う。 ・自然環境保全地域等で、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。 ・保全地域の指定に併せ、看板の設置や市ホームページへの掲載を行い、周知を図る。	・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の選定した。 ・自然環境調査・監視員による保全地域等の巡回や現況調査等を行った。 ・次期指定候補地の選定に向け、現地調査や情報収集等を行った。 ・自然環境保全地域等で、地域の団体等が行う保全活動の支援を行った。 ・頭北の池沼群自然環境保全地域の指定に併せ、市ホームページへの掲載を行うとともに、令和4年度に看板を設置すべく予算要求するなど、周知を図った。	A:計画通りに達成		
環境保全課	鳥獣保護管理 事業	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 人身被害防止のため、大型獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。	30	継続	・クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人	・大型野生鳥獣による人身被害を防止するため、中郷区、名立区において、出没を抑制するための緩衝帯を整備する。 ・鳥獣対策アドバイザーによる学習会開催など、「一人一人が被害や誘因を防止する」ための意識を啓発するほか、各種イベント時等において、これらの生態や人身被害防止対策等を周知する。 ・住宅地周辺に大型野生鳥獣が出没した際、事態の早期の収束を図るための捕獲に必要な用具等を整備する。 ・クマが出没した際は、速やかに安全メール等で周知するとともに、市ホームページなどで情報提供するほか、出没地点に注意喚起の看板を設置する。 ・大型野生鳥獣による人身被害を未然に防止するため、鳥獣被害対策実施隊員を引き続き委嘱し、適切な調査や捕獲等を行う。	・大型野生鳥獣による人身被害を防止するため、中郷区、名立区において、出没を抑制するための緩衝帯を整備した。 ・9月28日に金谷区、清里区を対象としたクマ学習会を開催した。 ・クマ出沒時には、保育園や学校、町内会等に速やかに注意喚起するとともに安全メールや市ホームページ等で情報提供したほか、出沒地点に注意喚起の看板を設置した。また、クマの生息が想定される地域やクマ出沒の可能性がある地域を対象に、あらかじめ注意を促す看板を設置した。 ・住宅地周辺等での大型野生鳥獣の出没時は、人身被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員によるパトロールや捕獲等を実施した。 ・クマ出沒多発期前の周知（広報上越：5月号）を実施した。 ※毎年、環境イベント（みどりのフェスティバル、サイエンス広場）において、クマによる人身被害防止に関するPRを行っていたが、新型コロナウイルスによる影響のため、イベントが中止となっている。	A:計画通りに達成		
環境保全課	主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導	・開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。	31	継続	・上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2案により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。	・該当案件に応じ、環境影響評価会議を開催する。	・該当案件がないため、開催の実績はなし	A:計画通りに達成		

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	・上越市の水源の森である、くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。	32	継続	・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催	ア・木工作体験の充実 ・季節に応じた市民の森観察会の実施	・「もりっくらぶ」など、子ども向けの水源の森普及啓発プログラムや林業体験を行い、「水源の森」が果たす役割とその里山保全について啓発する事業を実施した。 ・木工作体験は毎週土日及び祝日に実施し、リピーターを獲得できるよう毎月制作する内容を変え、家族で楽しめる体験の場を提供できた。 ・季節に応じ、植物観察会やトレッキングツアーを企画し、四季ごとの市民の森の魅力を伝えることができた。 <実施した主なイベント> 4月～7月は左記のとおり 8月：木工作体験「コロコロ迷路作り」(21人) 夏：昆虫観察会(53人) 9月：木工作体験「葉っぱスタンプのエコバッグ作り」(20人) 秋：植物観察会(9人) 秋：昆虫観察会(16人) 10月：木工作体験「木のスプーン・フォーク作り」(64人) 森林整備とつる編みツアー(2人) 11月：木工作体験「つる編み体験」(42人) 紅葉散策ツアー(17人) くわどり秋の収穫祭(200人)	A:計画通りに達成		
農林水産整備課	森林保育管理事業	・森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。	33	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、森林機能強化の取組を支援する。	・越後ふるさと里山林協議会と活動組織と連絡をとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：3団体 活動予定面積：14.0ha	・11月29日及び12月14日に越後ふるさと里山林協議会職員と共に、活動範囲の現地確認を行った。 ・活動面積：14.1ha ・3団体からの活動実績報告書作成に係る相談等に対応し、助言及び支援を行った。	A:計画通りに達成		

分野：自然環境の活用

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	令和3年度		実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
						実施計画 Plan	実績(実施内容) Do				
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】、【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。	34	継続	・市民の憩いの場である高田城址公園において、利用者の安全性を高める施設整備を実施する。	ア 北堀園路整備 測量設計、土質調査を実施。	北堀園路整備 測量設計、土質調査	A:計画通りに達成			
都市整備課	都市公園整備事業	・五穀公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。	—								令和3・4年度実施なし 令和5年以降実施予定
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いやコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	35	継続	・利用者の安全・安心に配慮した公園施設の整備を実施する。	ア 長寿命化計画による遊具の更新を実施。 14公園14基	長寿命化計画による遊具の更新 14公園14基	A:計画通りに達成			
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	36	継続	市民の憩いやコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業	公園管理事業 175公園(267ha)の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園(40.7ha)の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施している。 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業 ・高田城址公園樹木長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施する。 (土壌改良:404本、施肥:2145本、高所剪定:214本、伐採:5本、植樹:2本他) ・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。	公園管理事業 175公園(267ha)の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を行っている。 パーク・パートナーシップ事業 136公園(40.7ha)の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施している。 高田城址公園樹木保守管理事業 ・高田城址公園樹木長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施している。 (土壌改良:364本、施肥:2141本、高所剪定:201本、伐採:7本、植樹:2本他)	A:計画通りに達成			
農政課	自然循環型農業推進事業	・自然環境と調和のとれた農業生産を推進するため、化学肥料及び化学合成農薬の使用を、地域慣行基準より5割以上低減する栽培や有機農業の取組を支援する。	37	継続	・化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組、有機農業の取組の支援や普及・啓発を実施することにより、環境保全型農業の取組面積について、令和元年度と同程度を維持する。	取組人数:611人 取組面積:1,896ha  (参考)R2年度実績 取組人数:541人 取組面積:1,705ha	取組人数:503人 取組面積:1,572ha	C:計画通りに実施しているが未達成	・離農や薬物化により取組人数は減少傾向にあるが、環境保全型農業に対する支援や、新たに有機JAS認証やGAP認証取得に対する補助金を事業化し、取組の拡大を図る。		

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度			令和3年度			備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action		
環境保全課	環境政策総務事業(省エネルギーの推進)	・地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。	38	継続	<p>〈事務事業編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が掲げた温室効果ガスの削減目標(2030年度までに2013年度比で40%削減)を達成するため、第2次財政計画(改訂版)及び公共施設等総合管理計画(基本方針)との整合を図りながら、市役所における温室効果ガスの排出量削減及び省エネルギーの取組を推進する。</li> <li>・公共施設における省エネルギー化、温室効果ガス削減に向けた取組を推進する。</li> <li>・環境負荷の低減のため、ノーカーデー及びグリーン購入の取組について各課等に周知する。</li> <li>〈区域施策編〉</li> <li>・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で取組事例等を周知する。</li> </ul>	<p>〈事務事業編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量削減への取組を具体的に推進、普及させ、部局ごとに進捗管理を行う。職員一人一人の日常業務における温室効果ガス排出量の削減に寄与する事務事業編の取組を強化する。</li> <li>・各施設においてエネルギー使用量及びCO2排出量の分析を行い、市全体のCO2排出量の増減の要因分析を行う。</li> <li>・ノーカーデー実施手順書の策定及び実施を依頼し、実績を管理する。</li> <li>・グリーン購入基本方針・調達方針の策定、周知を行う。</li> <li>〈区域施策編〉</li> <li>・広報上越</li> <li>・地球温暖化についての記事を掲載(環境月間 6月号)</li> <li>・市ホームページで情報発信(随時)</li> </ul>	<p>〈事務事業編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量の削減の取組を強化するため、各施設にエネルギー使用量の入力に依頼するとともに、前年度比1t-CO2以上の増減があった施設に対して要因の報告を求め、管理を行った。</li> <li>・ノーカーデー実施職員の割合89.9%</li> <li>・グリーン購入不適合品の購入実績 1件(物品調達困難のため、代替品の納入を許可)</li> <li>〈区域施策編〉</li> <li>・環境月間(6月)に合わせ、広報上越や市ホームページに地球温暖化防止のための取組を紹介した。</li> <li>・市ホームページで地球温暖化防止についての情報を発信した(グリーンカーテン生育日記)。また、新潟県環境保全事業団のゴーヤ日記の更新を行った。</li> </ul>	A:計画通りに達成			
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	39	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会が管理する防犯灯のLED化率を85%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED補助金の実施期間内に全灯LED化する予定がない町内会にLED補助金を活用するよう呼びかける。</li> <li>・今後LED化の実施予定がない町内会に対して、LED化促進チラシを配布し、補助金を活用したLED化を働きかける。</li> <li>・町内会が管理する防犯灯のLED化率85%を目標とする。</li> </ul>	令和3年12月末時点で、町内会が管理する防犯灯のLED化率が86.1%となっている。	A:計画通りに達成			

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	—								平成30年度環境学習啓発事業に統合
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・新エネルギーシステム設置費補助	—								平成30年度で終了
環境保全課	風力発電事業	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。	—								R2年度をもって全ての風力発電施設を停止し、特別会計を廃止(R3年度から撤去費及び維持管理経費を一般会計化)

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度			令和3年度			備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action		
生活排水対策課	下水道センター運転管理費	・下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。	40	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。(年間発電量1,248,000kWh)</li> <li>・また、施設見学者等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消化ガス発電を適切に管理する。</li> <li>・施設見学者等の申込みを受け入れ、来場者に説明をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の消化ガス発電量は1,465,887kWhだった。</li> <li>・年間の施設見学者来場者は575人(大人52人、児童523人)だった。</li> </ul>	A:計画通りに達成			

主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築

都市整備課	土地利用対策費	・商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各、拠点間や拠点と集積の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。	41	継続	【高田地区】 ・モデル事業候補の実現に向け、関係権利者等と具体的な話し合いを進める。  【直江津地区】 ・対象町内とまちなか居住推進に向けた検討を進める。	【高田地区】 ・ワークショップで提案されたモデル事業候補について、支援策の制度設計及び実施箇所を決定する。  【直江津地区】 ・対象の町内会長から本事業の取組について理解いただいた後、ヒアリングにより地区全体の課題把握、今後の取組方針の共有、進め方を決定する。	【高田地区】 ・地域住民等から提案されたモデル事業となる具体的な支援策の制度設計を行い要綱等を制定した。 ・モデル事業の実施に向け、関係権利者と協議検討を行い、令和4年度の実施箇所の一部を確定させた。  【直江津地区】 ・アドバイザーを活用し、関係15町内の町内会長を対象に説明会や個別ヒアリング等を実施し、地区全体の課題把握、今後の取組方針、進め方を決定した。 ・今後の具体的な取組を検討するため、3町内のモデル地区が選定された。	A:計画通りに達成		
主要施策：地産地消の推進										
教育総務課	学校給食での地産野菜の使用拡大（予算事業なし）	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越産）野菜の使用拡大を図る。	42	継続	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越市産）使用割合 令和3年度目標 13.5%	・えちご産農業協同組合及び各区食材納入業者と連携し、学校給食での地産野菜の使用拡大を図り地産地消を推進する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越市産）使用割合 令和3年度の実績 11.4%	C:計画通りに実施しているが未達成	多は地産産の生産量が少なく、5品目のうち2品目が限られた地域での使用にとどまり、割合が減少した。 この状況を踏まえ、青果物5品目に限らず、青果物産品の使用を次年度の目標に設定する。	
農政課	地産地消認定店の拡大（予算事業なし）	・上越産産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地産産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	43	継続	・地産地消推進の店の認定数を令和3年度末までに170店以上とする。	・地産地消推進の店の認定数（令和3年度）170店以上	・地産地消産品を取扱っている店舗に「地産地消推進の店」の趣旨を説明し、働きかけを行ったことで、令和3年度は14店から申請があり、地産地消推進会議を経て認定し、173店となった。	A:計画通りに達成		

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		令和3年度			
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
環境保全課	環境政策総務事業（学習・啓発）	・食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題への対策として、講座や集客施設等での情報発信、啓発活動を実施する。 ・環境団体との連携による啓発活動の強化を図る。	44	継続	・食品ロスや海洋プラスチックごみ等の環境課題に対し、環境イベントへの出展や環境学習会を実施し、広く環境情報を発信し市民の意識啓発を行う機会を設ける。 ・環境団体との連携強化やネットワークづくりのため、情報交換会を開催する。また、団体の協力を得て環境学習会を開催する。	・環境イベントにおいて、環境団体等と連携した海洋ごみ対策の展示や講座を開催し、啓発活動を実施する。 ・食品ロスに対する意識啓発のため、のぼり旗を設置し、食にまつわるイベントでの啓発を行う。 ・環境団体との更なる連携強化を図るため、課題を決め定期的に情報交換会を開催する。 ・環境団体に講師を依頼し、環境イベント等にあわせ学習会を実施する。	・環境団体との情報交換会（第1回）を実施し、団体活動の広がりや環境学習の実施について議論した。 ・地球温暖化防止活動推進員に講師を依頼し、高志小学校にて環境学習会を実施した。 ・地球温暖化防止活動推進員と連携し、親子を対象とした学習ツール「環境マークみつけ」の講座を実施した。	A:計画通りに達成		
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（学習・啓発）	・市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	45	継続	・環境イベントへの出展や環境講座等の実施補助、環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。	・環境イベントにおいて、パネル展示や体験コーナーを設置し、環境情報の発信を行う。 ・ホームページ等で環境講座の周知を図り、利用を促進する。	・環境イベントで海洋ごみやSDGsについてパネル展示を行い環境問題について考える機会を提供した。 ・上越科学館での環境関連イベントで、再エネや省エネ、ウォームビズ等についてのパネル展示やクイズの出題を行った。 ・にいがた環境フェスティバルに出展し、再エネや海洋ごみ等の市の取組についてパネルを展示した。	A:計画通りに達成		

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		令和3年度			
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	46	継続	・中ノ俣の自然や、そこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	・学校や町内会等にチラシを配布し、地球環境学校の周知を図り利用を促進する。 ・特別プログラムの開催を広報やSNSに掲載し、参加を促す。	・プログラム利用者数：3,882人 ・学校や保育園等にパンフレット・バス案内を配布し、地球環境学校の周知を図り、利用を促した。	A:計画通りに達成		
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	47	継続	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校	・施設見学者数 1,500人	・施設見学者数 1,314人	C:計画通りに実施しているが未達成	新型コロナウイルス感染拡大の影響で見学者数が減少した。 この状況を踏まえ次年度の目標を設定する。	
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	48	継続	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校	・施設見学者数：200人（汚泥リサイクルパーク）	・施設見学者数 154人	C:計画通りに実施しているが未達成	新型コロナウイルス感染拡大の影響で見学者数が減少した。 この状況を踏まえ次年度の目標を設定する。	

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	49	継続	環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	・上越緑の少年団活動 11/6 木材加工見学 参加者35人 12/4 修了式 参加者 52人 ※上越緑の少年団活動参加者・くわどり市民の森来場者・二貫寺の森イベント参加者合計：5,856人	A:計画通りに達成	
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	50	継続	環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	・くわどり市民の森来場者数：5,557人 ※上越緑の少年団活動参加者・くわどり市民の森来場者・二貫寺の森イベント参加者合計：5,856人	A:計画通りに達成	
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	51	継続	環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	・二貫寺の森イベント 10/9 自然観察会&工作会 参加者22人 ※上越緑の少年団活動参加者・くわどり市民の森来場者・二貫寺の森イベント参加者合計：5,856人	A:計画通りに達成	
社会教育課	鎌倉KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子どもの同士の交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	52	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和3年度までに累計で1,530人以上にする。 ・令和3年度目標221人	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全17講座21コースのうち、「しぜん」「ゆき」「海」の3講座4コースを対象とする。	・しぜんAコース 延べ参加人数 57人 (6/5:20人、7/3:20人、7/31:17人) ・しぜんBコース 延べ参加人数 59人 (10/2:20人、11/6:20人、12/4:19人) ・ゆき 延べ参加人数 10人 (1/9:10人) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予定していた全3回中2回を中止した。 ・海 延べ参加人数 55人 (6/12:19人、9/25:17人、11/7:19人) ・環境関連講座等参加者数：181人	C:計画通りに実施しているが未達成	冬期間に予定していた「ゆき」の講座の全3回のうち2回を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止したため、目標の未達成はやむを得ない。 冬期間のみの活動は、天候の影響を受けやすく、年度末を控え延期対応も難しいため、令和4年度からは講座内容を通常の活動に見直すこととしている。

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		令和3年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	
環境保全課	環境政策総務事業（環境基本計画の推進）	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	53	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進する。	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認（8月末、12月末、3月末）。	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認（8月末、12月末、3月末）。	A:計画通りに実施し達成	
環境保全課	環境政策総務事業（環境政策審議会）	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	54	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 環境関連事業の進捗状況や環境施策に関することなど、審議が必要と思われる事業がある際に会議を開催し、外部委員の幅広い見解からの意見を、事業や施策に反映させる。	・8月6日、3月14日に環境政策審議会を開催。（3月14日は書面開催）	A:計画通りに達成	
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	—						令和元年度環境政策総務事業に統合
環境保全課	環境政策総務事業（エコアクション21）	・環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及活動を通じ、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。	55	継続	・「エコアクション21」の普及を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、広報上越への記事掲載による周知を行う。	・特別基礎地域事務局と連携し、市内事業者向けに「エコアクション21」認証取得支援を行う。 ・「エコアクション21」認証取得促進のため、広報上越への記事掲載により周知を行う。	・特別基礎地域事務局で11月30日に開催された商工会議所主催の「カーボンニュートラルセミナー」で、E A 21の概要を説明。 ・特別基礎地域事務局で12月23日 エコアクション21認証取得に向けた事前説明会を開催。	A:計画通りに達成	

## 令和 3 年度法令遵守事項の遵守状況について

## 1 法規制監視測定件数

令和 3 年度における法令遵守状況は、測定数 2,112 件であり、適合 2,111 件、法基準値不適合 0 件、自主基準値不適合 1 件。

法令の名称	適用項目	対象施設等		測定数	適合数	法 基準値 不適合	自主 基準値 不適合
		名称	数				
廃棄物処理法ほか	浸出水、地下水	一般廃棄物最終処分場 (薬師山埋立地 ほか)	2	21	20	0	1
廃棄物処理法	汚泥、焼却灰及びばいじん	一般及び産業廃棄物 (上越市クリーンセンターほか)	11	99	99	0	0
大気汚染防止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (上越市クリーンセンターほか)	15	26	26	0	0
悪臭防止法ほか	悪臭	悪臭原因物 (上越市クリーンセンター、汚泥リサイクルパーク)	2	3	3	0	0
騒音規制法ほか	騒音	圧縮機、ポンプ、送風機等 (柿崎コミュニティプラザ、雁木通りプラザほか)	70	93	93	0	0
振動規制法ほか	振動	圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)	38	61	61	0	0
水質汚濁防止法ほか	排水ほか	排水処理施設 (下水道センター、農業集落排水処理施設ほか)	55	604	604	0	0
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化センター)	7	84	84	0	0
ダイオキシン類対策特別措置法	排ガスほか	上越市クリーンセンター	1	6	6	0	0
労働安全衛生法	ダイオキシン類	廃棄物焼却炉 (上越市クリーンセンター)	1	2	2	0	0
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0
県公衆浴場の配置、衛生措置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、八千浦交流館はまぐみ)	1	6	6	0	0
フロン排出抑制法	第 1 種特定製品	エアコン等	280	1,101	1,101	0	0
計			484	2,112	2,111	0	1

2 未達成項目及び理由等

法令等の名称	施設名	不適合の状況	是正措置・再発防止策の状況
<p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>柿崎区車地最終処分場</p>	<p><b>状況</b>                      令和3年8月23日(月)、柿崎区車地最終処分場において水質検査を行ったところ、以下のとおり自主基準値の超過を確認した。</p> <p>①放流水                      過マンガン酸カリウム消費量                      14mg/L (自主基準値 10mg/L)</p> <p>②地下水(山側井戸)                      過マンガン酸カリウム消費量                      11mg/L (自主基準値 10mg/L)</p> <p><b>原因</b>                      ・夏場の気温上昇等による影響から基準を超過したと考えられる。</p>	<p><b>是正措置</b>                      ・適正な地下水が採取できる条件下で処分場の現況を正確に分析できるよう予備日も含めて毎月の採水予定日を確保する。                      ※令和3年9月24日(金)の測定では自主基準値を達成</p> <p><b>再発防止策</b>                      ・採水後のサンプルに臭気や透視度が低いなど異常が見られる場合は、市の担当者が現物を直接確認するとともに、採水時の天候や月末までの天気予報も考慮し、当該サンプルを採用するか、新たに採水するかを判断する。                      ・なお、サンプルの状態から月内の採水が困難な場合は、監督官庁(新潟県)に状況を報告の上、助言を仰ぎ対応する。</p>



# 令和4年度環境関連事業の進捗管理について

上越市第3次環境基本計画に基づく取組を継続し、環境関連事業の進捗管理を行い、環境施策の推進を図ります。令和4年度においては、令和4年度までに事業が終了又は統合をした6事業、事業を休止中の1事業を除いた全55事業について、進捗管理を行います。

## 上越市の環境施策

望ましい環境像を実現するため、分野別に基本方針を定め、その方針に基づき主要施策を展開していきます。



## ○全55事業

分野	基本方針	取組主管課	事業	事業No.	令和3年度		備考
					取組区分		
生活環境：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す							
環境汚染の防止							
		環境保全課	大気汚染対策事業	1			
		環境保全課	騒音・振動、悪臭の防止	2	継続		
		環境保全課	水質汚濁対策事業	3	継続		
		生活環境課	し尿収集事業	4~5	継続		
		生活排水対策課	生活排水対策事業	6	継続		
		環境保全課	地盤沈下対策事業	7	継続		
		環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等	8	継続		
生活環境の維持・向上							
		生活環境課	清掃総務管理費	9	継続		
		生活環境課	ごみ収集運搬事業	10	継続		
		生活環境課	ごみ収集運搬事業	11~14	継続		
		生活環境課	ごみ処理対策事業	—			平成29年度で終了
		生活環境課	ごみ処理対策事業	15~17	継続		
		生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	—			平成29年度で終了
		生活環境課	資源物分別収集事業	18~23	継続		
		生活環境課	生活環境保全美化対策事業	24~27	継続		
		都市整備課	景観デザイン事業	28	継続		
自然環境：自然と共生した社会を目指す							
自然環境との共生							
		環境保全課	自然環境保全推進事業	29	継続		
		環境保全課	鳥獣保護管理事業	30	継続		
		環境保全課	環境政策総務事業（環境影響評価会議）	31	継続		
自然環境の活用							
		農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	32	継続		
		農林水産整備課	森林保育管理事業	33	継続		
		都市整備課	都市公園整備事業	34~35	継続		
		都市整備課	都市公園整備事業	—			令和3・4年度実施なし
		都市整備課	公園管理費	36	継続		
		農政課	自然循環型農業推進事業	37	継続		
地球環境：低炭素社会を目指す							
地球温暖化対策の推進							
		環境保全課	環境政策総務事業（省エネルギーの推進）	38	継続		
		市民安全課	街灯整備・維持管理事業	39	継続		
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	—			環境学習啓発事業に統合
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	—			平成30年度で終了
		環境保全課	風力発電事業	—			R2年度で終了
地球環境：低炭素社会を目指す							
地球温暖化対策の推進							
		生活排水対策課	下水道センター運転管理費	40	継続		
		都市整備課	土地活用対策費	41	拡充		
		教育総務課	学校給食での地産地消野菜の使用拡大	42	継続		
		農政課	地産地消認定店の拡大	43	拡充		
環境学習：豊かな環境を継承する社会を目指す							
環境啓発の推進							
		環境保全課	環境政策総務事業（学習・啓発）	44	継続		
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業（学習・啓発）	45	継続		
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	46	継続		
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	47	継続		
		生活環境課	し尿処理事業	48	継続		
		農林水産整備課	林業総務費	49	継続		
		農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	50	継続		
		農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	51	継続		
		社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	52	継続		
		環境保全課	環境政策総務事業（環境基本計画の推進）	53	継続		
		環境保全課	環境政策総務事業（環境政策審議会）	54	継続		
		環境保全課	環境マネジメントシステム事業	—			環境政策総務事業に統合
		環境保全課	環境政策総務事業（エコアクション21）	55	継続		

○令和4年度環境関連事業（個表）

資料8-2

分野：生活環境							
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す							
基本方針：環境汚染の防止							
主要施策：大気汚染の防止							
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	大気汚染対策事業	大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	・大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。	・異状時に備え、県の観測記録を定時確認（1日2回）する。 ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、解決に向けて対応する。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を行う（広報上越：2月、5月）	
主要施策：騒音・振動、悪臭の防止							
環境保全課	騒音・振動対策事業	<p>高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。</p> <p>新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。</p>	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	<p>・合併前上越市内の環境保全協定を締結している15事業場を対象に、2ヶ月に1回（年6回）騒音・振動測定を実施する。 （その他） ・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・高速道路騒音の測定（6～7月）、自動車騒音の測定（11～12月） ・環境騒音の測定を実施し、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求める。 ・環境騒音の測定（11月～12月） ・新幹線騒音に対し音源対策工事が行われたことから、効果等を把握するため市内1地点（県：3地点）で測定を実施する。 新幹線騒音の測定（10月）</p>	
主要施策：水質保全・排水処理対策の推進							
環境保全課	水質汚濁対策事業	<p>河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。</p> <p>冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。</p>	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	<p>・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図るほか、事故が多発する傾向にある地域においては個別に注意喚起を実施する。 ○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水水調査（4～3月） ○意識啓発 ・注意喚起の実施（広報上越：11月）</p>	
生活環境課	し尿収集事業	市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	・市内全域のし尿をくみ取り、利用者からの汲取り依頼を遅滞なく実施するとともに、業者に委託し、適切にし尿の収集運搬を行い清潔な生活環境の保持を図る。	・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努める。  収集量 5,692㎏	
生活環境課	し尿処理事業	全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	・市内全域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を適正に処理する。  し尿 : 5,692KL 浄化槽汚泥: 46,800KL 合計 : 52,492KL	
分野：生活環境							
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す							
基本方針：環境汚染の防止							
主要施策：水質保全・排水処理対策の推進							
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
生活排水対策課	生活排水対策事業	<p>公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連基盤施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。</p> <p>合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。</p>	6	継続	・汚水衛生処理率 87.6%	・下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への戸別訪問を実施する。	

主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止							
環境保全課	地盤沈下対策事業	県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。  揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負業者に周知徹底する。	7	継続	・新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上	・揚水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置動奨等（通年：100件程度） ・国、県と共同で行う水準測量において、1級路線7.6km、2級路線58km（計画距離）の調査を行う。 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行う（12月～3月の毎日）とともに、水位の低下状況に応じて地盤沈下注意報（警報）が発令された際は、地下水の一層の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 ・広報上越、市ホームページ、広報車等による節水啓発を行う。	12月末時点の揚水設備数には、設置時立ち合い未完了のものが含まれるため、3月末時点の設置数は下方修正。

主要施策：化学物質等による汚染の防止						
環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等（予算事業なし）	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報で公表する。	8	継続	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報上越で公表する。	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率を、毎月広報上越で公表する。

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進						
生活環境課	清掃総務管理費	・各種団体の活動への支援を通じて、市内の生活環境の保全を図る。	9	継続	・市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。	・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援する。
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	10	継続	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみなど）の収集運搬を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 ・市内の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量 60,687t 家庭系39,713 t 事業系20,974 t	同左
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	11	継続	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 ・処理量（見込み）：3,008t ・残渣運搬量（見込み）：2,503t	同左
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配送業務を実施する。 ・3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：3,282人

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進							
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度 目標 Plan	令和4年度 実施計画 Plan	備考
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	13	継続	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設 修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2 （限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み） 設置等 61件 修繕 9件 合計 70件	同左	

生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	○最終処分場維持管理費 ・最終処分場等について、通常の維持管理を継続する。	最終処分場の維持管理及び処分場からの放流水、浸出水や観測井戸の水質検査を行う。 ○最終処分場等 ・柿崎区車地、薬師山：通年 ・三和区宮崎新田：7～9月	
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	—				クリーンセンター供用開始に伴い平成29年度で終了
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15	継続	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県の取り組みへの協力、支援を行う。	同左	
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	・生活環境作業員18名によるクリーン活動ごみの回収及び処理を実施する。	同左	
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設（上越市クリーンセンター）へ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	17	継続	・可燃ごみ処理量 上越市クリーンセンター 49,833 t	同左	
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	—				クリーンセンター供用開始に伴い平成29年度で終了
<b>主要施策：リサイクルの推進</b>							
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	18	継続	○資源物収集運搬業務委託 ・町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務を事業者（11社）へ委託する	
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	19	継続	○分別収集回収品目中間処理業務委託 ・家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務を事業者（6社）へ委託する。	
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	○再商品化業務委託 ・容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などの資源物の再商品化業務を委託し、適正処理を行う。	・再商品化業務を日本容器包装リサイクル協会や事業者へ委託する。	

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：リサイクルの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	・自動消火器の更新 ・ステーション利用のマナー向上 ・適正な運用	・上半期中に自動消火器の更新を行う ・屋外放置などのマナー違反防止のため、看板設置やSNSによる啓発を行う ・収集運搬ができない年始や、災害が予想される場合の施設運用基準を作成し、安全で適正な施設運営を行う	

生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配付する。	・看板や表示板等の作成、配付（見込み） 作製数 240（看板） 270（表示板） 380（回収箱） 配付数見込み数 1,224	
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	・分別収集したごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする。 ・ごみ量（見込み） 5,697トン以下に抑える。	同左	

主要施策：環境美化の推進

生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	24	継続	・全市クリーン活動 全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 62,000人	同左	
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	25	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬する。	・実施内容（見込み） 対象町内会 171町内 収集量 290トン	
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	26	継続	・不法投棄多発地帯へのパトロール及び回収を随時実施 ・ステーションにおける違反ごみに対し、悪質者に警察と連携して注意を実施 ・収集業者の車両（バックカー）に不法投棄防止啓発マグネットステッカーを配布（追加配付）	同左	
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 53人 支援世帯数 55世帯	

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：景観形成の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組む。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報紙の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	28	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくり活動に取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（会議形式：8回/年） ・届出制度の運用（随時） ・南本町三丁目や他地区において景観まちづくり活動の支援 ・屋外広告物の景観ガイドラインの作成 ・SNS等により景観事業の情報発信	

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境との共生

主要施策：生物多様性の保全

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	自然環境保全推進事業	<p>・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める。</p> <p>・良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。</p>	29	継続	<p>・令和4年度に自然環境保全地域を1か所指定する。</p>	<p>・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定について検討する。</p> <p>・自然環境調査・監視員による保全地域等の巡回や現況調査等を行う。</p> <p>・指定に向け現地調査や情報収集等を行う。</p> <p>・自然環境保全地域等で、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。</p> <p>・保全地域の指定に併せ、看板の設置や市ホームページへの掲載を行い、周知を図る。</p>	
環境保全課	鳥獣保護管理事業	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付する ほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会 支部などと連携し、市民の安全確保に努める。</p> <p>人身被害防止のため、大型獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。</p>	30	継続	<p>・クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人</p>	<p>・大型野生鳥獣による人身被害を防止するため、中郷区、名立区において、出没を抑制するための緩衝帯を整備する。</p> <p>・鳥獣対策アドバイザーによる学習会開催など、「一人一人が被害や誘因を防止する」ための意識を啓発するほか、各種イベント時等において、これらの生態や人身被害防止対策等を周知する。</p> <p>・住宅地周辺に大型野生鳥獣が出没した際、事態の早期の収束を図るため捕獲に必要な用具等を整備する。</p> <p>・クマが出没した際は、速やかに安全メール等で周知するとともに、市ホームページなどで情報提供するほか、出没地点に注意喚起の看板を設置する。</p> <p>・大型野生鳥獣による人身被害を未然に防止するため、鳥獣被害対策実施隊員を引き続き委嘱し、適切な調査や捕獲等を行う。</p>	

主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導

環境保全課	環境政策総務事業（環境影響評価会議）	<p>・開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。</p>	31	継続	<p>・上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。</p>	<p>・該当案件に応じ、環境影響評価会議を開催する。</p>	
-------	--------------------	---	----	----	---	--------------------------------	--

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	<p>・上越市の水源の森である、くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。</p>	32	継続	<p>・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。</p> <p>ア 市民の森を利用したイベントの開催</p> <p>目標来場者数：6,000人 【参考】 R03：5,557人 R02：4,160人 R01：5,219人 H31：6,114人 H30：5,917人</p>	<p>ア・木工作体験の充実</p> <p>・季節に応じたイベントの実施</p>	
---------	--------------------	--	----	----	--	---	--

農林水産整備課	森林保育管理事業	・森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。	33	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、森林機能強化の取組を支援する。	・越後ふるさと里山林協議会と活動組織と連絡をとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：5団体 活動予定面積：24.80ha	
---------	----------	---	----	----	--	---	--

分野：自然環境の活用

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】、【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。	34	継続	・市民の憩いの場である高田城址公園において、利用者の安全性を高める施設整備を実施する。	北堀園路整備 歩道工事を実施	
都市整備課	都市公園整備事業	・五智公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。	—				令和3・4年度実施なし 令和5年以降実施予定
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	35	継続	・利用者の安全・安心に配慮した公園施設の整備を実施する。	ア 長寿命化計画による遊具の更新を実施。 10公園12基	
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	36	継続	市民の憩いとコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 176公園 (267ha) の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の 維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 137公園 (41.1ha) の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業 ・高田城址公園桜長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施する。 (土壌改良：253本、施肥：2159本、高所剪定：155本、伐採：29本、植樹：9本他) ・広くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。	

主要施策：環境保全型農業の推進

農政課	自然循環型農業推進事業	・自然環境と調和のとれた農業生産を推進するため、化学肥料及び化学合成農薬の使用を、地域慣行基準より5割以上低減する栽培や有機農業の取組を支援する。	37	継続	・化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組、有機農業の取組の支援や普及・啓発を実施することにより、環境保全型農業の取組面積について、令和元年度と同程度を維持する。	取組人数：611人 取組面積：1,896ha	
-----	-------------	---	----	----	---	---------------------------	--

分野：地球環境							
目的：低炭素社会を目指す							
基本方針：地球温暖化対策の推進							
主要施策：省エネルギーの推進							
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	環境政策総務事業 (省エネルギーの推進)	地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。	38	継続	<p>〔事務事業編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が掲げた温室効果ガスの削減目標（2030年度までに2013年度比で40%削減）を達成するため、第2次財政計画（改訂版）及び公共施設等総合管理計画（基本方針）との整合を図りながら、市役所における温室効果ガスの排出量削減及び省エネルギーの取組を推進する。</li> <li>・公共施設における省エネルギー化、温室効果ガス削減に向けた取組を推進する。</li> <li>・環境負荷の低減のため、ノーカーデー及びグリーン購入の取組について各課等に周知する。</li> </ul> <p>〔区域施策編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で取組事例等を周知する。</li> </ul>	<p>〔事務事業編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量削減への取組を具体的に推進、普及させ、部局ごとに進捗管理を行う。職員一人一人の日常業務における温室効果ガス排出量の削減に寄与する事務事業編の取組を強化する。</li> <li>・各施設においてエネルギー使用量及びCO2排出量の分析を行い、市全体のCO2排出量の増減の要因分析を行う。</li> <li>・ノーカーデー実施手順書の策定及び実施を依頼し、実績を管理する。</li> <li>・グリーン購入基本方針・調達方針の策定、周知を行う。</li> </ul> <p>〔区域施策編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報上越 地球温暖化についての記事を掲載（環境月間 6月号）</li> <li>・市ホームページで情報発信（随時）</li> <li>・新潟県地球温暖化防止活動推進センターの事業「にいがた緑の陣」に参加し、グリーンカーテンの普及、啓発を行う。</li> </ul>	
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	39	継続	・町内会が管理する防犯灯のLED化率を90%以上とする。	・R3年度に実施したLED化補助金制度に関する意向調査において、今年度中にLED化を実施すると回答のあった町内会に対し、年度内に手続きが完了するよう進捗管理を行い、目標値（町内会が管理する防犯灯のLED化率90%）の達成努める。	
主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入							
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	—				平成30年度環境学習啓発事業に統合
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・新エネルギーシステム設置費補助 ・地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発及び導入の促進を行う。 ・住宅用太陽光発電システム及びベレットストーブ設備の設置に対する支援を行う。	—				平成30年度で終了
環境保全課	風力発電事業	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。	—				R2年度をもって全ての風力発電施設を停止し、特別会計を廃止（R3年度から撤去費及び維持管理経費を一般会計化）



分野：地球環境							
目的：低炭素社会を目指す							
基本方針：地球温暖化対策の推進							
主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入							
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
生活排水対策課	下水道センター運転管理費	下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。	40	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。（年間発電量1,248,000kWh）</li> <li>また、施設見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消化ガス発電を適切に管理する。</li> <li>施設見学等の申込みを受け入れ、来場者に説明をする。</li> </ul>	
主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築							
都市整備課	土地利用対策費	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。</li> </ul>	41	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>[高田地区] <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度のモデル事業補助金を確実に執行する。</li> <li>モデル地区において、まちなか居住推進地区を1件以上認定する。また、景観づくり重点区域を1地区以上指定する。</li> </ul> </li> <li>[直江津地区] <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル地区において、具体的な支援策及び実施箇所を確定させる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[高田地区] <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル地区において、空き家の利活用や良好な居住環境の整備、まちの魅力向上に資する支援策をモデル的に実施する。</li> <li>推進地区の認定及び景観づくり重点区域の指定に向け、関係町内会が主体となった取組をサポートしていく。</li> </ul> </li> <li>[直江津地区] <ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザーを活用し、地域住民とワークショップ形式による具体的な取組の検討を行い、令和5年度からのモデル事業実施に向け、制度設計、関係権利者と事業化調整を行う。</li> </ul> </li> </ul>	
主要施策：地産地消の推進							
教育総務課	学校給食での地場産野菜の使用拡大（予算事業なし）	学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産（上越産）野菜の使用拡大を図る。	42	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食において青果物の地場産（上越産）使用割合 令和4年度目標 16.0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>えちご上越農業協同組合及び各区食材納入業者と連携し、学校給食での地場産野菜の使用拡大を図り地産地消を推進する。</li> </ul>	
農政課	地産地消認定店の拡大（予算事業なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地場産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。</li> </ul>	43	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消推進の店の認定数を令和4年度末までに172店以上にする。</li> <li>プレミアム認定店の認定数を令和4年度までに18店以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の地場産物を取り扱っている店舗に働き掛けを行い、認定店数を増やし、市民や観光客にPRすることで、地産地消の推進を図る。</li> <li>新たに「プレミアム認定店」を認定し、認定店から地産地消の情報発信を行うことで、地産地消の推進を図る。</li> <li>認定数増加に向け、市ホームページを活用し、継続的に店舗の募集を行う。</li> </ul>	
分野：環境学習							
目的：豊かな環境を継承する社会を目指す							
基本方針：環境啓発の推進							
主要施策：環境学習の推進と事業者支援							
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	環境政策総務事業（学習・啓発）	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題への対策として、講座や集客施設等での情報発信、啓発活動を実施する。</li> <li>環境団体との連携による啓発活動の強化する。</li> </ul>	44	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロスや海洋プラスチックごみ等の環境課題に対し、環境イベントへの出展や環境学習会を実施し、広く環境情報を発信し市民の意識啓発を行う機会を設ける。</li> <li>環境団体との連携強化やネットワークづくりのため、情報交換会を開催する。また、団体の協力を得て環境学習会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境イベントにおいて、環境団体等と連携した海洋ごみ対策の展示や講座を開催し、啓発活動を実施する。</li> <li>食品ロスに対する意識啓発のため、のぼり旗を設置し、食にまつわるイベントでの啓発を行う。</li> <li>環境団体との更なる連携強化を図るため、議題を決め定期的に情報交換会を開催する。</li> <li>長野市のとの交流事業等で環境団体に講師を依頼し、環境イベント等にあわせ学習会を実施する。</li> </ul>	
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（学習・啓発）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。</li> </ul>	45	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境イベントへの出展や環境講座等の実施補助、環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境イベントにおいて、パネル展示や再エネ等体験コーナーを設置し、環境情報の発信を行う。</li> <li>ホームページ等で環境講座の周知を図り、利用を促進する。</li> </ul>	

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	46	継続	・中ノ俣の自然や、そこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	・学校や町内会等にチラシを配布し、地球環境学校の周知を図り利用を促進する。 ・特別プログラムの開催を広報やSNSに掲載し、参加を促す。	
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	47	継続	・施設見学者数：1,300人	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 49校	
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	48	継続	・施設見学者数：150人（汚泥リサイクルパーク）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 49校	
主要施策：環境学習の推進と事業者支援							
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	49	継続	環境に関する体験や講座等の参加者数を6,000以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	50	継続	環境に関する体験や講座等の参加者数を6,000以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	51	継続	環境に関する体験や講座等の参加者数を6,000以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	
社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子ども同士の交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	52	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和4年度までに累計で1,711人以上にする。 ・令和4年度目標221人	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全17講座22コースのうち、「しぜんA・B」「さとやま」「海」の3講座4コースを対象とする。	

分野：環境学習							
目的：豊かな環境を継承する社会を目指す							
基本方針：環境啓発の推進							
主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進							
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和4年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	環境政策総務事業 (環境基本計画の 推進)	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	53	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進する。	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認(8月末、12月末、3月末)。	
環境保全課	環境政策総務事業 (環境政策審議会)	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	54	継続	・環境政策審議会の開催 第4次環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 第4次環境基本計画策定に向け、審議が必要と思われる事案がある際に会議を開催し、外部委員の幅広い知見からの意見を、事業や施策に反映させる。	
環境保全課	環境マネジメント システム事業	・上越市環境マネジメントシステム(JMS)を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	—				令和元年度環境政策総務事業に統合
環境保全課	環境政策総務事業 (エコアクション 21)	・環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及活動を通じ、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。	55	継続	・「エコアクション21」の普及を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、広報上越への記事掲載による周知を行う。	・特別基礎地域事務局と連携し、市内事業者に「エコアクション21」認証取得支援を行う。 ・「エコアクション21」認証取得促進のため、事前説明会等の情報を広報上越への記事掲載により周知を行う。	

上越市環境政策審議会委員名簿

(任期：令和4年7月19日から令和5年3月31日まで)

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	よこ た きよ し 横 田 清 士	(一財) 上越環境科学センター長	
	こ ばやし あき ひこ 小 林 晃 彦	上越市教育委員	
	やま がた こうたろう 山 縣 耕太郎	上越教育大学教授	
	やま もと けい いち 山 本 敬 一	新潟県生態研究会会員	
行政機関	しば た とし ゆき 柴 田 敏 行	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 環境センター長	新任
	や た のぞ み 充 矢 田 望 充	新潟県上越地域振興局農林振興部 副部長	
	たか はし あき ひこ 高 橋 明 彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中日本農業研究センター 産学連携室 スマート農業コーディネーター	
事業者	やま もと あきら 山 本 陽	東北電力ネットワーク(株)上越電力センター所長	新任
	みや さと じゅん 宮 里 純	イオンリテール(株)イオン上越店 人事総務課長	
	こ いけ さく ゆき 小 池 作 之	上越資源リサイクル協同組合 理事長	
	さか い よし み 美 坂 井 芳 美	上越商工会議所女性会 理事	
	たか はし ゆたか 高 橋 裕	新潟県浄化槽整備協会 上越支部事務局	
公募市民	いわ さき よう いち 岩 崎 洋 一	公募市民	
	うえ はら みゆき 上 原 みゆき	公募市民	
	なが い やす お 雄 長 井 泰 雄	公募市民	
必要と認める者 その他市長が	ほん じょう ふみ お 夫 本 城 文 夫	青田川を愛する会 会長	
	もち つき ひろし 博 望 月 博	上越市町内会長連絡協議会 副会長	
	こ やま さだ えい 榮 小 山 貞 榮	新潟県地球温暖化防止活動推進員 上越地区連絡協議会 会長	
	なる み えい こ 子 鳴 海 榮 子	上越市消費者協会 副会長	
	あお き ゆき こ 子 青 木 ユキ子	新潟県環境カウンセラー協会 協会員	